賃金構造基本統計調査の改善に関する
ワーキンググループ
～　報告書　～

令和元年６月

目次

Ⅰ　はじめに 1
Ⅱ　見直しの概要 2
１　推計方法の見直しについて 2
（１）事業所抽出に係る復元方法の見直し 2
（２）労働者抽出に係る復元方法の見直し 5
（３）標準誤差率の推計 7
２　調査事項の見直しについて 8
（１）職種区分 8
（２）職種区分の見直しに伴って発生する課題 13
ア　役職者に係る職種の調査 13
イ　労働者の種類の調査 14
ウ　経験年数の調査 14
エ　短時間労働者の集計条件の見直し 16
（３）学歴区分 18
（４）短時間労働者の学歴の調査 20
（５）新規学卒者の初任給額 22
（６）諸手当 24
３　集計事項の見直しについて 25
Ⅲ　まとめ 27
Ⅳ　参考資料 28
１　賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループについて 28
２　賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループ開催実績 29
３　統計委員会による未諮問基幹統計の確認における賃金構造基本統計に係る指摘事項 30
４　第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画（抄） 31
５　賃金構造基本統計調査試験調査の概要 32
６　職種区分に関する意見募集の概要 34
７　企業ヒアリングの概要 38
別添１　賃金構造基本統計調査の新職種区分案 39
別添２　日本標準職業分類、国勢調査の職業分類と賃金構造基本統計調査の新職種区分案の対応表. 45

Ⅰ　はじめに

賃金構造基本統計調査については、平成 17 年以降大きな見直しが行われておらず、この間の社会情勢、調査環境の変化等に対応した見直しを行う必要が生じている。平成 28 年 12 月に開催された統計委員会基本計画部会における未諮問基幹統計の確認に係る審議においても、推計方法や調査事項の見直し等の改善について指摘を受けており、これを踏まえ、平成 30 年度を始期とする「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、調査対象職種の見直しや学歴区分「大学・大学院卒」、「高専・短大卒」の細分化、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更等が今後５年間に講ずる具体的施策として挙げられている。

これらの課題について対応するため、「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に「賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループ」を設置し、主に推計方法の見直し及び調査事項の見直しについて、令和２年（2020 年）調査からの変更を目途に、有識者による検討を行った。

検討に当たっては、調査事項を見直した場合の記入可能性及び調査の変更の影響を把握し、見直しの内容等の検討に資するため、平成 30 年６月に統計法に基づく一般統計調査として「賃金構造基本統計調査試験調査」（以下「試験調査」という。）を実施した。併せて、企業ヒアリングを実施し、企業における労務管理の実態について把握した。

なお、本ワーキンググループにおける検討中、平成 31 年１月に、長年にわたり総務大臣の承認を受けた調査計画と異なる取扱いにより調査を行っていたこと等の事実が確認された。また、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月 25 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）において、「就労目的の外国人の雇用形態、賃金等を把握することができるよう統計の見直し等を行い、平成 31 年度中の実施を目指す」とされた。これらを踏まえ、①郵送を基本とする調査方法への変更、②本社一括調査の導入、③外国人労働者の在留資格に係る調査事項の追加等の調査の変更を令和元年（2019 年）から行うこととしている。

Ⅱ　見直しの概要

1　推計方法の見直しについて

（１）事業所抽出に係る復元方法の見直し

①　現状と課題

現行の事業所抽出に係る復元方法については、回収率を考慮していないため、推計労働者数が母集団の労働者数よりも少なくなっている。また、層別の推計労働者数の構成比は、層ごとの回収率の影響を受けることから、中長期的な回収率の低下を受けて、層ごとの回収率のばらつきが平均所定内給与額等の推計値に影響を与えている可能性を否定できない。このため、復元方法について見直しを検討する必要がある。

②　見直し方針の検討

回収率を考慮した復元方法として、以下の３案について検討を行った。

（案1）　母集団の事業所数に対する有効回答事業所数の割合の逆数を用いる方法

$$\frac{\text{母集団事業所数}}{\text{有効回答事業所数}} \times \frac{\text{常用(臨時)労働者数}}{\text{標本常用(臨時)労働者数}}$$

＝事業所抽出率の逆数 × 回収率の逆数 × 労働者抽出率の逆数

（案2）　調査結果の常用労働者数が母集団の常用労働者数に一致するよう復元する方法

$$\frac{\text{母集団事業所の母集団名簿上の常用労働者数の合計}}{\text{有効回答事業所の調査時の常用労働者数の合計}} \times \text{労働者抽出率の逆数}$$

（案3）　母集団における有効回答事業所の常用労働者数シェアの逆数を用いる方法

$$\frac{\text{母集団事業所の母集団名簿上の常用労働者数の合計}}{\text{有効回答事業所の母集団名簿上の常用労働者数の合計}} \times \text{労働者抽出率の逆数}$$

各復元方法の特徴は、以下のとおりである。

案１	・計算方法が最も単純でわかりやすい。 ・多くの統計調査で採用されている。
案２	・母集団情報の常用労働者数にほぼ一致する。 ・母集団情報からの時点変化が反映されない。 ・復元倍率が１倍を下回る場合がある。 ・臨時労働者数の復元に常用労働者数を用いる必要がある（母集団において臨時労働者数が０の層があるため。）。
案３	・計算方法がやや複雑。 ・層内で事業所規模により回収率に差がある場合にも推計労働者数が過大にならない。 ・臨時労働者数の復元に常用労働者数を用いる必要がある（母集団において臨時労働者数が０の層があるため。）。

それぞれの案について、労働者数及び所定内給与額等の試算を行ったところ、労働者数については、案１～３とも現行調査よりも母集団労働者数に近くなり、案１と３では母集団労働者数よりもやや多くなった。所定内給与額については、産業計でみると、一般労働者、短時間労働者ともにいずれの案でも現行調査と比べて±１％以内の差異となっている。

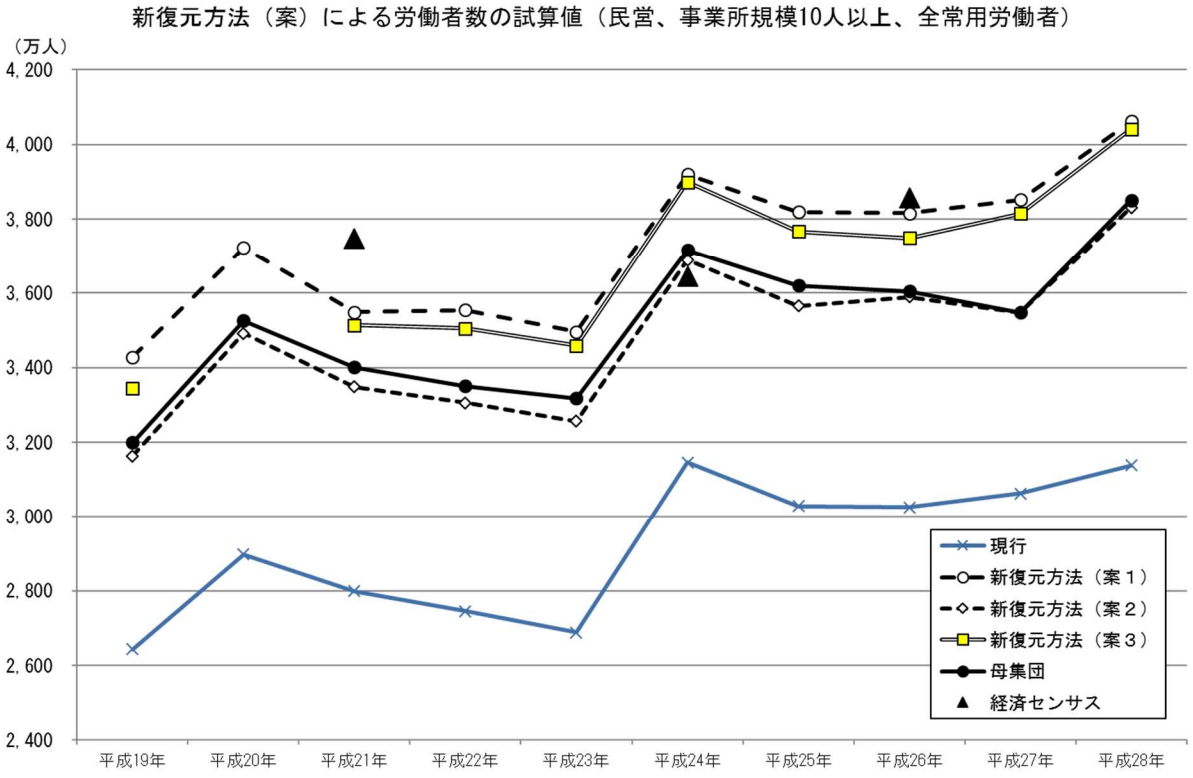

新復元方法（案）による一般労働者の所定内給与額の試算値（民営、事業所規模10人以上）

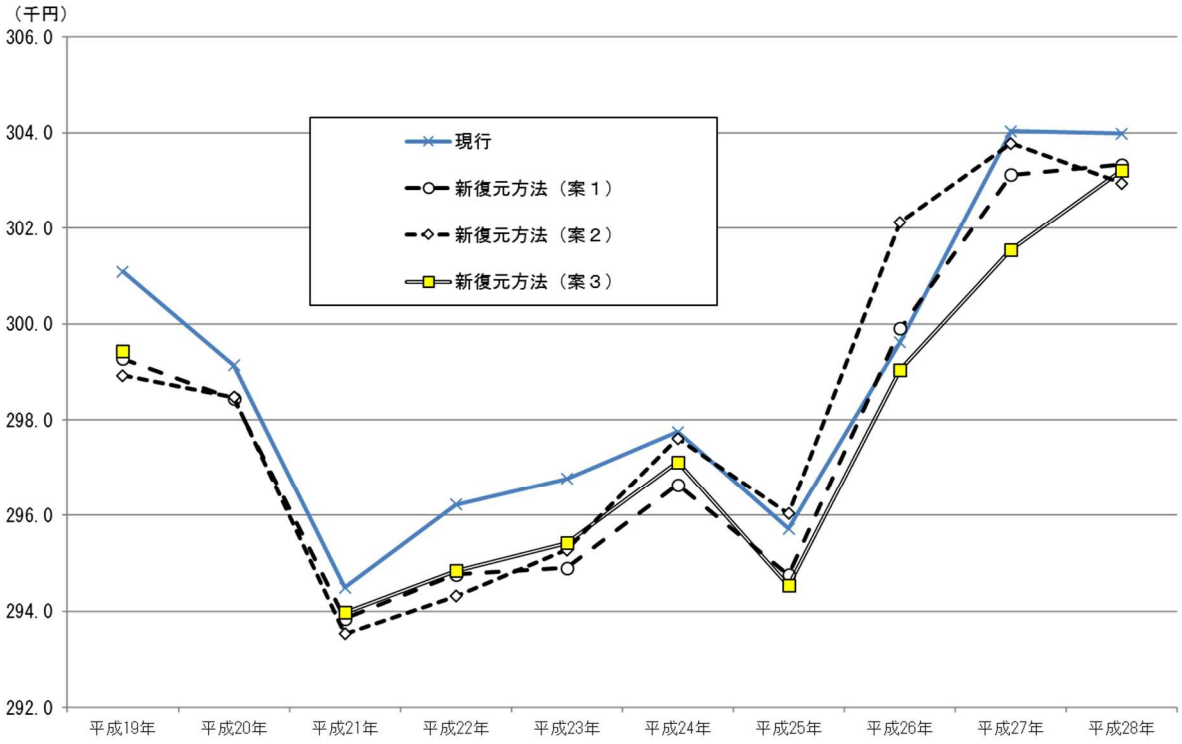

新復元方法（案）による短時間労働者の時間あたり所定内給与額の試算値（民営、事業所規模10人以上）

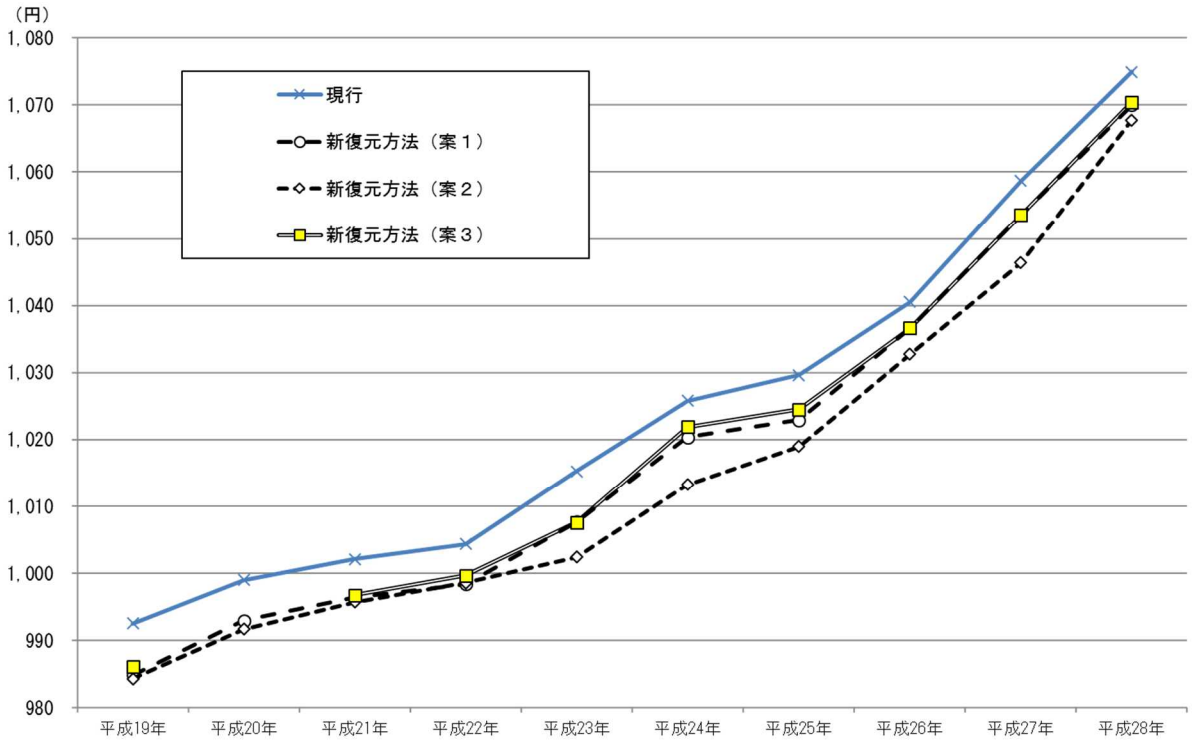

案１～３のうち、案２については、母集団情報からの時点変化が反映されないこと等から、案１又は案３を採用することが適当である。

一方、案１については、同一層内での事業所規模によって回収率に差が生じているような場合、推計常用労働者数が過大（又は過小）に評価されるという問題があるが、案３では上記特徴のとおりこうした問題が発生しにくい。この点については、案１と案３による推計労働者数にほとんど乖離がないことなどから、案１により常用労働者数が過大（又は過小）に推計される懸念は大きくないと考えられ、これを理由として案３を採用する必然性は小さい。案１と案３の試算結果を比較すると、賃金額についても大きな差異は見られないため、簡潔性の観点から、案１を採用することが適当である。

なお、標準誤差率についても確認したが、案１と案３で大きな違いはなかった。

◆　検討結果

・事業所復元倍率について、層ごとの抽出率の逆数に回収率の逆数を乗じたものに変更することが適当である。

③　留意事項

推計方法の変更に当たっては、過去の結果との接続性を考慮して、できる限り過去に遡って新しい復元方法により推計した数値を参考情報として示す必要がある。

また、変更の理由や内容についてホームページ等で利用者に分かりやすく説明する必要がある。

（２）労働者抽出に係る復元方法の見直し

①　現状と課題

現行の労働者抽出に係る復元方法については、原則として労働者抽出率の逆数を復元倍率とするが、抽出された労働者数が「事業所票の労働者数×労働者抽出率」から一定基準を超えて乖離しているときは、「事業所票の常用（臨時）労働者数／抽出された常用（臨時）労働者数」を復元倍率としている。

これについて、特定の場合のみ復元倍率を再計算することは統計精度及び分かりやすさ等の観点から改善の余地がある。

②　見直し方針の検討

労働者抽出に係る復元方法については、統計精度の向上等の観点から、全ての場合について事業所票の労働者数を用いて再計算した復元倍率を適用する方法に見直す必要がある。その際、常用労働者の復元方法として、

（案Ａ）常用労働者全体で１つの復元倍率とする方法

（案Ｂ）雇用形態（正社員・正職員／正社員・正職員以外）別に復元倍率を決定する方法

（案Ｃ）雇用形態、性別に復元倍率を決定する方法

の３つの案を検討した。

これら３つの方法により労働者数を試算すると、案Ａは常用労働者数が事業所票の集計値と一致するが、案Ｂ、Ｃでは、ある区分の労働者がいるにもかかわらず同区分の労働者が１人も抽出されないことにより復元不可能な部分が生じる事業所があるため、常用労働者数が事業所票の集計値よりも若干少なくなり、その乖離は案Ｃでより大きくなっている。一方、常用労働者の雇用形態、性別構成比は、案Ａで事業所票の集計値からの乖離が最も大きくなっている。

（平成28～30年平均）

		労働者数（万人）								
		常用労働者			正社員・正職員			正社員・正職員以外		
			男	女		男	女		男	女
事業所票による労働者数 ①		2,998.3	1,666.3	1,332.0	1,903.4	1,291.4	612.0	1,094.9	374.9	720.0
個人票から復元した労働者数 ②	現行	3,048.0	1,691.8	1,356.2	1,932.8	1,307.0	625.7	1,115.3	384.8	730.5
	案A	2,998.3	1,663.7	1,334.6	1,901.7	1,285.8	615.9	1,096.7	378.0	718.7
	案B	2,996.2	1,662.5	1,333.7	1,903.3	1,287.7	615.7	1,092.8	374.8	718.0
	案C	2,994.0	1,664.3	1,329.7	1,902.6	1,291.3	611.4	1,091.4	373.1	718.3
事業所票による労働者数からの乖離 ②－①	現行	49.7	25.5	24.2	29.4	15.6	13.8	20.3	9.9	10.5
	案A	0.0	▲ 2.6	2.6	▲ 1.7	▲ 5.6	3.9	1.7	3.0	▲ 1.3
	案B	▲ 2.2	▲ 3.9	1.7	▲ 0.0	▲ 3.7	3.7	▲ 2.1	▲ 0.2	▲ 2.0
	案C	▲ 4.3	▲ 2.0	▲ 2.3	▲ 0.7	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 3.6	▲ 1.9	▲ 1.7

		常用労働者の構成比								
		常用労働者			正社員・正職員			正社員・正職員以外		
			男	女		男	女		男	女
事業所票による労働者構成（%） ①		100.00	55.58	44.42	63.48	43.07	20.41	36.52	12.50	24.01
個人票から復元した労働者構成（%） ②	現行	100.00	55.51	44.49	63.41	42.88	20.53	36.59	12.62	23.97
	案A	100.00	55.49	44.51	63.42	42.88	20.54	36.58	12.61	23.97
	案B	100.00	55.49	44.51	63.53	42.98	20.55	36.47	12.51	23.97
	案C	100.00	55.59	44.41	63.55	43.13	20.42	36.45	12.46	23.99
事業所票による労働者構成からの乖離（%ポイント） ②－①	現行	0.00	▲ 0.07	0.07	▲ 0.07	▲ 0.19	0.12	0.07	0.12	▲ 0.05
	案A	0.00	▲ 0.09	0.09	▲ 0.06	▲ 0.19	0.13	0.06	0.10	▲ 0.04
	案B	0.00	▲ 0.09	0.09	0.04	▲ 0.09	0.14	▲ 0.04	0.00	▲ 0.05
	案C	0.00	0.01	▲ 0.01	0.07	0.06	0.01	▲ 0.07	▲ 0.04	▲ 0.02

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

事業所票の労働者数と内訳をできるだけ正確に再現するという観点からは、それぞれの案について一長一短であるが、案Ｂについては、「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」に分けて労働者抽出を行うという、現在調査対象事業所に示している抽出方法と整合した復元方法であり、この抽出方法を一層徹底させれば、それぞれの雇用形態の労働者がいるにもかかわらず、その一方しか抽出されず、復元不可能な部分が生じるというケースは抑制可能と考えられる。一方、案Ｃで復元不可能な部分を生じないようにするには雇用形態×性の４つのグループ別に労働者を抽出する必要があり、報告者の負担を大きく増加させる。

これらのことから、労働者抽出に係る復元方法としては、案Ｂを採用することが適当である。

◆　検討結果

・労働者復元倍率について、雇用形態（正社員・正職員／正社員・正職員以外／臨時労働者）別に、事業所の労働者数と抽出された労働者数の比とするよう変更することが適当である。

（３）標準誤差率の推計

①　現状と課題

現在、賃金構造基本統計調査においては、報告書に掲載する標準誤差率は副標本方式により、標本設計に使用する標準誤差率は分散推定方式により計算を行っている。

※　副標本方式とは、個人票データを任意の順に配列し５組に分け（副標本）、それぞれの副標本についての平均値と全データについての平均値の平均平方誤差の５分の１を集計値の分散と近似することにより、標準誤差率を計算する方法である。

※　分散推定方式とは、推計値の分散を本調査の抽出方法である層化二段抽出に対応した理論式から推定することにより標準誤差率を計算する方法である。

今般、復元方法の見直しを検討する過程で標準誤差率の評価を行った際に、副標本方式と分散推定方式により推計した標準誤差率の水準に乖離があったことから、標準誤差率の推計方法についても検討する。

②　見直し方針の検討

現行の副標本方式の計算方法を精査したところ、データを副標本に分ける際に、労働者個人毎に組分けしていることから、全ての組に同じ事業所の労働者が含まれ、事業所抽出に由来する標本誤差が適切に評価できていない可能性がある。

そこで、雇用される事業所を考慮して副標本の組に分ける方法に変更したところ、分散推定方式による標準誤差率との乖離は一定程度に収まったことから、副標本方式としてはこの方法が適切と考えられる。

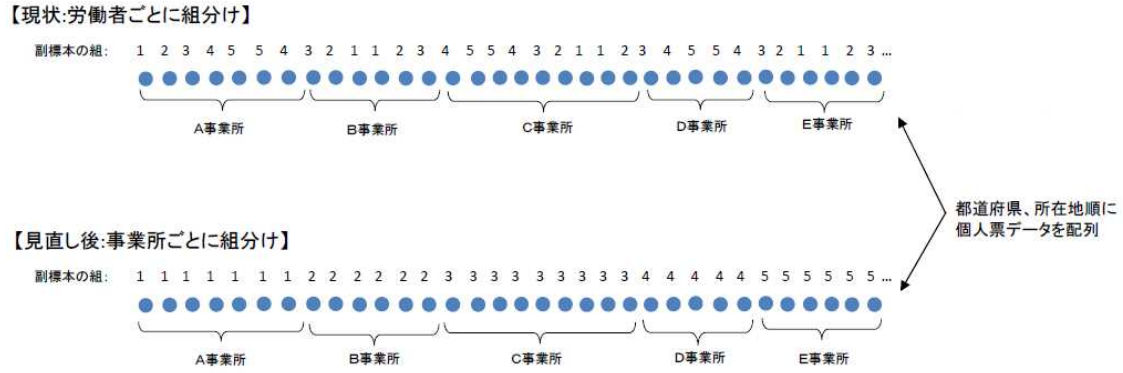

各方式の特徴をみると、分散推定方式は理論式に基づいた厳密な計算手法であるが、多数の集計区分について計算を行う場合、それぞれの区分毎に計算条件が変わるため煩雑になる。一方、副標本方式は計算が簡便であり、集計区分が増えても対応が比較的容易である。また、多段抽出を採用している他の政府統計でも採用されている計算手法である。

これらのことから、今後の標準誤差率の推計に当たっては、将来的には厳密な手法である分散推定方式が望ましいが、プログラム修正に係る事務処理コストが大きいこと等から、当面は簡便な手法である副標本方式（ただし、事業所を考慮して組分けするもの）を採用することが適当である。

◆　検討結果

・標準誤差率の推計について、分散推定方式への移行を早期に目指すが、当面は事業所毎に組分けした副標本方式を採用することが適当である。

③　留意事項

標準誤差率の推計方式の見直しにより、見かけ上の精度が悪化する可能性があるため、これが郵送調査を基本とする調査方法への変更等によるものと受け取られないよう、利用者に対して見直しの理由や内容について十分な説明を行う必要がある。

2　調査事項の見直しについて

（1）職種区分

①　現状と課題

賃金構造基本統計調査の職種については、統計基準である日本標準職業分類と整合性がなく、他の調査との比較が困難となっている、調査対象職種が技能系職種に偏っており、近年の職業構造に適合したものになっていないといった問題がある。

労働移動の活発化や職務に基づく賃金体系の拡大といった変化を背景として、職種別賃金把握のニーズが増加していると考えられ、これらのニーズに的確に対応していくことが必要となっている。

② 見直し方針の検討

新たな職種区分については、以下の基本的な考え方に基づき検討することとした。

1) 他の統計調査との比較可能性を向上させるため、職種を統計基準たる日本標準職業分類と整合的に区分し直す。
2) 過去の調査結果の有用性をできるだけ維持する観点から、職種区分の変更の前後における接続性を可能な限り確保する。
3) 近年の職業構造・賃金構造を可能な限り的確に把握することができるようにする。
4) 政策の検討、行政運営等のための必要性に可能な限り応えられるようにする。
5) 職種区分の変更により、報告者の負担を増大させないようにする。

基本的な考え方を踏まえ、具体的には、以下の方針により新職種区分案を作成した。

a) 新職種区分は、全職業を網羅する体系とする。(現行の特定の職種に該当する労働者のみ職種番号を記入する方式から、全労働者について職種番号を記入する方式に調査方法を変更する。)
b) 日本標準職業分類の中分類を基本的な職種の単位とするが、当該中分類に属する労働者のボリューム等を踏まえ、必要に応じ、統合・細分する。
c) 現行の職種の１つ（又は２つ以上を合わせたもの）と、日本標準職業分類の小分類の１つ（又は２つ以上を合わせたもの）とが比較的近い範囲となり、当該範囲に一定数の労働者がいることが見込まれる場合等は、 当該１つの小分類（又は２つ以上の小分類を合わせたもの）を新たな１つの職種とする。
d) 日本標準職業分類の小分類を更に細分化することはできる限り避けることとするが、現行の職種のうち、日本標準職業分類の小分類の一部を構成するものであって、相当数の労働者がいることが見込まれる又は賃金水準等が特徴的であると考えられるもの等でかつ当該職種に該当する労働者とそれ以外の労働者を分けることが容易と考えられるものについては、必要に応じて、新職種区分でも独立した職種として存続させる。
e) 現行の行政運営等でデータを利用している職種は存続させるように配慮する。
f) 国勢調査で用いる職業分類も参考とする。

この新職種区分案について、省内外に意見募集を行った。また、当該職種区分により試験調査を実施し記入可能性を把握するとともに、企業ヒアリングにより、企業における職種管理の実態について把握を行った。

試験調査における記入状況は、総じてみれば一般労働者、短時間労働者ともに未記入率は低い水準となっているが、企業規模 1,000 人以上の大企業においては無回答が多くなっている。また、職種別構成比を総務省「就業構造基本調査」と比較すると、大企業においては事務従事者や生産工程従事者が捕捉できていないと推測される。

職種番号の未記入率

（%）

雇用形態、産業	一般労働者					短時間労働者				
	企業規模計（10人以上）	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人	企業規模計（10人以上）	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人
計	3.3	10.0	0.9	1.9	3.1	3.3	4.0	2.0	3.4	3.2
正社員・正職員	3.3	10.9	0.5	1.9	2.6	6.0	16.7	2.5	4.4	5.8
正社員・正職員以外	3.3	6.1	2.7	1.6	11.8	3.1	3.8	2.0	3.4	2.6
雇用期間の定め無し	3.4	10.8	0.9	1.9	3.2	4.5	12.8	0.6	3.4	3.5
雇用期間の定め有り	2.6	6.3	0.5	1.8	0.0	2.5	1.8	0.1	3.6	0.0
建設業	2.2	16.0	0.0	0.1	2.0	0.9	10.0	0.0	0.0	0.0
製造業	1.2	0.0	0.0	2.0	2.8	1.3	0.0	0.0	1.9	0.0
卸売業，小売業	1.3	0.4	1.9	1.3	4.3	2.2	0.0	0.6	10.4	0.0
宿泊業，飲食サービス業	7.5	17.1	4.8	0.0	2.5	3.7	9.1	0.2	0.0	6.4
医療，福祉	1.2	0.7	0.0	2.5	6.7	2.8	0.0	0.0	5.5	5.4
その他の産業	8.3	16.8	0.3	5.3	0.0	6.8	5.5	19.8	0.0	0.0

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査試験調査」
※有効回答となった労働者のうち、職種番号の記入がない労働者の割合である。

試験調査と就業構造基本調査の企業規模別に見た職種別労働者構成の比較

	企業規模10人以上計					1000人以上				
	賃金構造基本統計調査 試験調査		H29就業構造基本調査		構成比の差（試験調査－就調）	賃金構造基本統計調査 試験調査		H29就業構造基本調査		構成比の差（試験調査－就調）
	人数（人）	構成比（%）	人数（人）	構成比（%）		人数（人）	構成比（%）	人数（人）	構成比（%）	
計	38,831,040	100.0	37,330,900	100.0		15,207,040	100.0	12,083,900	100.0	
A:管理的職業従事者	1,313,290	3.4	787,800	2.1	1.3	367,890	2.4	114,300	0.9	1.5
B:専門的・技術的職業従事者	7,145,530	18.4	4,195,700	11.2	7.2	2,093,270	13.8	1,544,500	12.8	1.0
C:事務従事者	5,230,920	13.5	8,076,400	21.6	▲ 8.2	1,801,980	11.8	3,253,700	26.9	▲ 15.1
D:販売従事者	5,082,830	13.1	6,083,500	16.3	▲ 3.2	2,255,210	14.8	2,500,000	20.7	▲ 5.9
E:サービス職業従事者	5,024,380	12.9	3,828,200	10.3	2.7	1,367,480	9.0	984,000	8.1	0.8
F:保安職業従事者	367,180	0.9	526,400	1.4	▲ 0.5	18,970	0.1	111,200	0.9	▲ 0.8
G:農林漁業従事者	3,430	0.0	207,600	0.6	▲ 0.5	0	0.0	9,400	0.1	▲ 0.1
H:生産工程従事者	4,766,860	12.3	6,663,000	17.8	▲ 5.6	952,320	6.3	1,828,300	15.1	▲ 8.9
I:輸送・機械運転従事者	1,898,780	4.9	1,827,300	4.9	▲ 0.0	860,270	5.7	409,000	3.4	2.3
J:建設・採掘従事者	636,480	1.6	1,211,800	3.2	▲ 1.6	8,520	0.1	208,300	1.7	▲ 1.7
K:運搬・清掃・包装等従事者	2,274,660	5.9	3,226,500	8.6	▲ 2.8	925,990	6.1	918,800	7.6	▲ 1.5
L:分類不能の職業	5,086,700	13.1	696,700	1.9	11.2	4,555,140	30.0	202,400	1.7	28.3

	100～999人					10～99人				
	賃金構造基本統計調査 試験調査		H29就業構造基本調査		構成比の差（試験調査－就調）	賃金構造基本統計調査 試験調査		H29就業構造基本調査		構成比の差（試験調査－就調）
	人数（人）	構成比（%）	人数（人）	構成比（%）		人数（人）	構成比（%）	人数（人）	構成比（%）	
計	12,835,690	100.0	11,792,500	100.0		10,788,360	100.0	13,454,500		
A:管理的職業従事者	652,130	5.1	188,800	1.6	3.5	293,280	2.7	484,700	3.6	▲ 0.9
B:専門的・技術的職業従事者	3,203,590	25.0	1,365,300	11.6	13.4	1,848,670	17.1	1,285,900	9.6	7.6
C:事務従事者	2,027,860	15.8	2,571,100	21.8	▲ 6.0	1,401,080	13.0	2,251,600	16.7	▲ 3.7
D:販売従事者	1,751,430	13.6	1,802,100	15.3	▲ 1.6	1,076,200	10.0	1,781,400	13.2	▲ 3.3
E:サービス職業従事者	1,821,960	14.2	1,096,600	9.3	4.9	1,834,940	17.0	1,747,600	13.0	4.0
F:保安職業従事者	205,790	1.6	286,100	2.4	▲ 0.8	142,420	1.3	129,100	1.0	0.4
G:農林漁業従事者	1,300	0.0	43,100	0.4	▲ 0.4	2,130	0.0	155,100	1.2	▲ 1.1
H:生産工程従事者	1,819,360	14.2	2,422,600	20.5	▲ 6.4	1,995,200	18.5	2,412,100	17.9	0.6
I:輸送・機械運転従事者	328,260	2.6	580,700	4.9	▲ 2.4	710,260	6.6	837,600	6.2	0.4
J:建設・採掘従事者	104,540	0.8	220,400	1.9	▲ 1.1	523,410	4.9	783,100	5.8	▲ 1.0
K:運搬・清掃・包装等従事者	742,370	5.8	1,067,800	9.1	▲ 3.3	606,310	5.6	1,239,900	9.2	▲ 3.6
L:分類不能の職業	177,100	1.4	147,900	1.3	0.1	354,460	3.3	346,400	2.6	0.7

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査試験調査」、総務省「平成29年就業構造基本調査」より作成

試験調査の結果では、記入状況としてはおおむね調査可能な水準と考えられたが、試験調査と同時に実施したアンケート調査において「職種区分が細かすぎて判別しづらい」との意見が多かったことや、職種の名称のみを見て選ぶことによると思われる記入誤りも一定数発

生したことから、区分について更に精査するとともに、記入要領等の調査用品についても改善の必要がある。

職種区分については、日本標準職業分類の中分類や現行の職種区分で一定のボリュームがある職種であっても、業務の実態として区別が困難なものや、区分する意義に乏しいものは細分化を行うべきではないと判断した。このため、職種区分の検討に係る基本的な考え方の「2）職種区分の変更の前後における接続性を可能な限り確保する」については、現行の職種区分の必要性を精査した上で、今後も存続させる意義が乏しいものについては、過度な細分化を避けるという観点から優先順位を低くしている。

一方、将来のニーズも見据え、専門的・技術的職業であって、区分が容易かつ一定の労働者数が存在するものは細分化を検討した。

具体的に検討を行った主な職種を以下に示す。

○製造技術者

日本標準職業分類の中分類「製造技術者（開発）」及び「製造技術者（開発を除く）」について、試験調査ではこれを統合した「製造技術者」を一つの職種区分として調査を行った。しかし、この区分はボリュームが大きいことに加え、日本の得意分野を担う職業でもあり、今後一層需要が高まっていく可能性を考慮し、細分化を検討した。

細分化の方向性としては、国勢調査の小分類単位※を念頭に、企業ヒアリングにおいて記入可能性を確認したところ、一部に「電子技術と機械技術の明確な区別はない」とする企業もあったが、おおむね記入は可能と考えられたため、国勢調査の小分類単位に細分化することが適当である。

※電気・電子･電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）、機械技術者、輸送用機器技術者、金属技術者、化学技術者

○一般事務従事者

日本標準職業分類の中分類「一般事務従事者」については、ボリュームが相当大きいことから、これを日本標準職業分類の小分類に基づく区分※に細分化した職種区分により試験調査を行った。しかし、試験調査の結果をみると、特に大企業で事務従事者が捕捉できておらず、当該区分の記入が困難であると推測された。

また、企業ヒアリングにおいても、中小規模事業所においては、事務全般を横断的・総合的に行う、又は人事・総務・秘書等の業務を兼務している労働者が多く、ある程度大きな区分の方が回答しやすいこと、大規模事業所においては、総合職（企画業務）と一般職（定型業務）等で区分していたり、業務が細分化されている場合でも、人事異動により都度配属先の業務を行っているに過ぎず、細分化された職種が賃金を決定づける要素とはなっていないといった実態が確認でき、当該小分類に基づく職種区分は事業所において独立した職種であるとは言いがたいと考えられた。

一方、日本標準職業分類とは異なる概念により区分することも考えられるが（たとえば総

合職と一般職等)、他の統計等でこのような定義をとっている例がなく、本調査において先行して定義付けをすることは困難である。

そのため、比較的独立性が高い「電話応接事務員」のみ単独の職種区分とし、その他は統合して一つの職種区分「一般事務従事者」とするのが適当である。

※庶務・人事事務員、受付・案内事務員、電話応接事務員、総合事務員、企画事務員、秘書、その他の一般事務従事者

○介護職員

日本標準職業分類の小分類「介護職員（医療・福祉施設等)」については、省外に対する意見募集において、医療施設と福祉施設等への細分化を希望する意見が複数あったことから、対応を検討した。

介護職員を医療施設と福祉施設に分けた場合の把握可能性の観点では、介護医療院など医療施設と福祉施設の両方の性格を併せ持つ施設が存在し、今後も政策の見直しにより施設種類は改廃があると想定されることから、事業所で明確に区別できない可能性がある。

また、政策上の必要性という観点では、現行の職種区分「福祉施設介護員」は政策ニーズが高いため、接続性を確保するため、職種区分の見直し後も福祉施設に限定した数値が必要であるが、「介護職員（医療・福祉施設等)」の区分で調査しても、産業とクロスして特別集計することにより従来とおおむね接続する集計値を得ることが可能と考えられる。

これらの理由から、細分化は見送り、「介護職員（医療・福祉施設等)」を一つの職種区分とすることが適当である。

これらの検討結果を踏まえ、最終的な新職種区分を別添１「賃金構造基本統計調査の新職種区分案」のとおり取りまとめた。日本標準職業分類や国勢調査の職業分類との対応関係は別添２「日本標準職業分類、国勢調査の職業分類と賃金構造基本統計調査の新職種区分案の対応表」のとおりである。新職種区分案の職業大分類別区分数は下表のとおりであり、現行の職種区分と比較して、「専門的・技術的職業従事者」や「サービス職業従事者」が充実する一方、「生産工程従事者」の区分は統廃合を行っている。

日本標準職業分類			平成27年国勢調査に用いる職業分類数（小分類）	賃金構造基本統計調査の現行の職種区分数	賃金構造基本統計調査の新職種区分数（案）	（参考）賃金構造基本統計調査試験調査の職種区分数
大分類	中分類数	小分類数				
A－管理的職業従事者	4	10	5	0	1	1
B－専門的・技術的職業従事者	20	91	63	34	48	47
C－事務従事者	7	26	16	4	8	14
D－販売従事者	3	19	14	6	8	10
E－サービス職業従事者	8	32	27	10	14	15
F－保安職業従事者	3	11	6	2	2	2
G－農林漁業従事者	3	12	12	0	1	1
H－生産工程従事者	11	69	46	46	29	33
I－輸送・機械運転従事者	5	22	13	14	15	15
J－建設・採掘従事者	5	22	17	10	7	10
K－運搬・清掃・包装等従事者	4	14	12	3	6	6
L－分類不能の職業	1	1	1	0	(※)1	(※)1
合計	74	329	232	129	140	155

※調査対象職種としては設けないが、集計区分には含める（無記入の場合に「分類不能の職業」として集計）。

◆　検討結果

・職種区分は、日本標準職業分類と整合的で、全労働者を網羅する区分とすることが適当である。具体的な区分は別添１のとおりとすることが適当である。

③　留意事項

試験調査や企業ヒアリングで把握した実態を踏まえ、職種をできるだけ容易に記入できるよう、調査用品について

・職種区分の一覧表に、当該区分に属する代表的な職種を例示する

・業種ごとに、代表的な職種について該当する職種番号を一覧で示す

といった、該当する職種番号を選択しやすくするための工夫を行う必要がある。なお、別添の新職種区分では職種区分毎にその代表的な職種を例示しており、このような形で事業所に職種一覧を示す予定である。

また、試験調査において、職種番号の記入がない労働者について疑義照会により業務の内容を確認したところ、回答を得られるケースもあったことから、職種区分の見直し後は、職種番号を記入できない際は備考欄に業務の内容を記載させるようにすることで、最終的な無回答を減らすようにすることも有用である。

なお、職種については、今後日本標準職業分類の改定に合わせて見直しを行っていくほか、社会情勢や産業構造の変化をとらえ、時機を捉えた改廃を行うなど、不断に見直していく必要がある。

（２）職種区分の見直しに伴って発生する課題

ア　役職者に係る職種の調査

①　現状と課題

現行の調査では、企業規模 100 人以上の事業所について役職を調査しているが、企業規模 10～99 人の事業所を含め役職者の職種を調査しておらず、職種別集計については役職者を含まない数値となっている。今般、職種区分を全労働者を網羅する体系に見直すことに伴い、役職者についても職種を調査する場合、介護や保育関係等、政策ニーズの高い職種について時系列でみた接続を確保できない。

②　見直し方針の検討

職種別集計については、試験調査においても明確に役職の有無による賃金の差が確認できたことから、現行の集計との接続性を確保するため、役職者を除いた集計表が必要である。そのため、現在は企業規模 100 人以上の事業所に限定している役職の調査を、企業規模 10 人以上の事業所に拡大することが適当である。

◆　検討結果

・職種別集計の接続性を確保するため、役職の調査対象範囲を企業規模 10 人以上の事業所に拡大することが適当である。

③　留意事項

役職者の調査対象範囲を拡大することについて、同じ名称で呼ばれている役職であっても企業規模によってその実態が異なることも予想される。そのため、結果の表章にあたっては、企業規模により分けて集計するなどの工夫が必要である。

イ　労働者の種類の調査

①　現状と課題

現行の調査では、「鉱業，採石業，砂利採取業」「建設業」「製造業」及び「港湾運送業」に属する事業所のみ、「労働者の種類」として生産労働者と管理・事務・技術労働者の別を調査している。

今後は、全労働者について職種を調査することから、別途労働者の種類を調査する必要性はなくなる。

◆　検討結果

・「労働者の種類」については、調査事項から削除することが適当である。

ウ　経験年数の調査

①　現状と課題

現行の調査では、調査対象職種に該当する場合に、その職種の経験年数を調査しているが、前の企業から通算して記入する必要があり、事業者の記入負担が大きい。

このため、第 14 回厚生労働統計の整備に関する検討会（2016 年３月 18 日開催）において、経験年数を調査項目から削除し、代わりに勤続年数階級別に表章してはどうかとの提案がなされたが、

- 経験年数は勤続年数とは異なる概念であり、日本経済の構造が変化する中で調査を廃止することは、日本経済の変化を見る指標を一つ手放してしまうことになる。
- 勤続年数と経験年数の関係別に労働者数をみると、勤続年数と経験年数が異なる労働者も一定数存在し、職種によってもその割合が異なることから、正確に記入できている事業所もあるのではないか。

といったことから、調査事項からの削除は慎重にすべきとの結論に至った。

今般、職種区分を抜本的に見直すことに伴い、改めて経験年数の調査を継続すべきか検討する。

② 見直し方針の検討

試験調査において見直し後の職種について経験年数を調査したところ、アンケート調査において回答の負担が大きい又は困難とする事業所は４割を超える状況であったものの、未記入率を見ると調査が不可能とまでは言えない水準である。

経験年数の未記入率

（%）

雇用形態、産業	一般労働者					短時間労働者				
	企業規模計（10人以上）	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人	企業規模計（10人以上）	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人
計	4.6	12.6	3.1	1.9	1.3	5.4	8.6	4.2	3.4	3.2
正社員・正職員	4.3	13.3	2.5	1.7	1.1	11.4	30.0	0.0	4.4	5.8
正社員・正職員以外	6.1	9.4	6.2	3.4	5.9	5.2	8.2	4.4	3.4	2.6
雇用期間の定め無し	4.4	13.2	2.9	1.8	1.3	8.1	24.9	3.4	3.4	3.5
雇用期間の定め有り	5.2	9.8	4.1	2.8	1.9	3.8	4.5	4.6	3.6	0.0
建設業	2.5	12.3	3.1	0.5	0.5	0.9	10.0	0.0	0.0	0.0
製造業	3.3	3.9	0.0	4.6	0.0	2.9	20.8	0.0	2.3	0.0
卸売業，小売業	1.7	2.4	2.1	0.6	0.0	2.4	3.4	0.0	1.6	4.3
宿泊業，飲食サービス業	5.5	3.7	8.2	3.1	0.0	6.3	8.9	5.6	3.4	3.6
医療，福祉	1.0	2.6	0.0	1.5	6.7	3.6	12.1	0.0	3.9	6.8
その他の産業	12.7	25.6	8.6	1.0	0.3	15.6	17.6	24.5	6.5	4.9

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査試験調査」
※有効回答となった労働者のうち、経験年数の記入がない労働者の割合である。
※経験年数は、前企業での経験年数を把握していない場合に自社での経験年数を記入する事業所が一定数存在することには留意が必要。

企業ヒアリングにより職歴の把握状況を確認したところ、大企業を中心に自社での経験しか把握していない企業も多いが、医療系等の専門的職業においては、前職の経験を初任給に反映するため人事システムで採用前の職歴を記録しているというケースが確認できた。小規模事業所では、労働者に確認すれば把握できるため回答はそれほど負担ではないといった意見もあるなど、産業や規模によっては経験年数の回答が可能と考えられる。

また、試験調査で職種別に経験年数と勤続年数の関係をみると、専門性の高い職業を中心に経験年数が勤続年数より長い労働者が多いなど、正確に記入できている事業所も一定数存在すると推測される。

今回の職種区分の見直しにより、新たに専門的・技術的職業やサービス関係職業を調査対象に追加する予定であり、これらの職種の賃金と経験年数の関係についても今後ニーズが高まると思われるため、記入者の負担軽減に留意しつつ、当面の間は経験年数の調査を継続することが適当である。

◆ 検討結果

・経験年数については、記入者の負担軽減に留意しつつ、当面の間は調査を継続することが適当である。

エ　短時間労働者の集計条件の見直し

①　現状と課題

現在、短時間労働者の集計表については、医師、教員等の職種に該当する者で１時間当たり所定内給与額が 3,000 円を超える者を集計から除外しており、報告書において「特定の職種を中心に、１時間当たりの所定内給与額が著しく高い者」を集計から除いている旨を記載している。一方、職種別の集計表においては、全労働者を集計対象としている。

今般、職種区分の見直し及び社会情勢の変化等を考慮して、短時間労働者の集計要件の見直しを検討する。

現行調査における集計除外職種

産業大分類が○以外の場合	産業大分類が○の場合
208　医師	208　医師
209　歯科医師	209　歯科医師
230　高等学校教員	230　高等学校教員
231　大学教授	231　大学教授
232　大学准教授	232　大学准教授
233　大学講師	233　大学講師
234　各種学校・専修学校教員	234　各種学校・専修学校教員
235　個人教師、塾・予備校講師	235　個人教師、塾・予備校講師
※産業大分類○「教育，学習支援業」	職種が空欄の者

【平成 29 年賃金構造基本統計調査報告の「利用上の一般的注意」より】

13　短時間労働者の統計表

短時間労働者の中には、特定の職種を中心に、１時間当たりの所定内給与額が著しく高い者が少数であるが存在する。これらの労働者を集計に含めると平均値が大きく上昇するので、これを避けるため、短時間労働者の統計表では集計から除いている。

ただし、短時間労働者の職種別統計表では、これらの労働者が集中している職種で集計から除くと、その職種の賃金が実態と乖離するため、集計に含めている。

②　見直し方針の検討

見直し方針として、以下の３案について検討を行った。

（案１）現行の集計値との接続性を重視し、集計範囲を決定する

（案２）時間当たり所定内給与額が 3,000 円以下の者を職種等にかかわらず集計対象とする

（案３）職種等や時間当たり所定内給与額による集計対象除外を行わず、短時間労働者全体を集計対象とする

案１については、現行の集計表との接続性がある程度可能になると考えられるが、職種区分の見直しを行うことから、完全に接続する保証はない。また、以前は短時間労働者で時給

が高額な者はほとんど医師や教員に限られており、これらの職種を通常の短時間労働者とは異なる、いわば外れ値として除外することに一定の合理性があったが、現在は他の専門職でも賃金の高い労働者がいると考えられ、除外職種を医師と教員に限定することが社会情勢に合わなくなっている可能性がある。3,000 円の賃金基準についても、近年最低賃金やパートタイムの平均時給が大きく上昇している中で、あらためて基準を設定するに当たっては十分な検討が必要であり、また、定期的に集計範囲を見直す必要があるが、その度に接続性の問題が発生する。

案２については、職種の限定がない分シンプルな方法であるが、現行の集計値とは接続せず、3,000 円の賃金基準については案１と同様の問題がある。

案３については、現行の数値との乖離が大きく、一般的にイメージされる短時間労働者とは異なる小数の者の影響で現行の集計値より平均賃金が大きく上昇するが、分布表や全労働者を網羅する職種別集計により、そのような者を含めた短時間労働者の全体像の把握が可能である。

このような点を考慮すると、短時間正社員制度の導入など、働き方の多様化により短時間労働者の賃金水準が高くないとは必ずしも言えない状況になっていることから、今後は短時間労働者の全体像を把握するという観点から、集計範囲について除外は行わないことが適当である。

現行調査における短時間労働者の集計対象者及び集計除外者の平均賃金等

	現行の集計対象者		除外者		
	１時間当たり所定内給与額（円）	労働者数（万人）	１時間当たり所定内給与額（円）	労働者数（万人）	短時間労働者全体に占める割合
計	1,128	723.1	7,511	22.9	3.1%
C 鉱業，採石業，砂利採取業	1,221	0.0	－	－	0.0%
D 建設業	1,306	7.9	11,803	0.0	0.1%
E 製造業	1,049	58.1	17,087	0.0	0.1%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1,323	0.5	－	－	0.0%
G 情報通信業	1,360	6.3	20,451	0.0	0.2%
H 運輸業，郵便業	1,143	29.3	34,495	0.0	0.0%
I 卸売業，小売業	1,030	202.2	13,692	0.0	0.0%
J 金融業，保険業	1,414	13.2	24,717	0.0	0.0%
K 不動産業，物品賃貸業	1,073	12.3	4,715	0.0	0.0%
L 学術研究，専門・技術サービス業	1,488	7.2	4,358	0.0	0.5%
M 宿泊業，飲食サービス業	1,012	118.7	9,507	0.0	0.0%
N 生活関連サービス業，娯楽業	1,101	31.4	4,531	0.1	0.2%
O 教育，学習支援業	1,385	32.1	5,753	15.9	33.1%
P 医療，福祉	1,299	126.0	11,688	6.6	5.0%
Q 複合サービス事業	1,174	5.4	－	－	0.0%
R サービス業（他に分類されないもの）	1,123	72.5	6,053	0.2	0.2%

資料出所：厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」より作成

短時間労働者全体を集計対象とした場合の平均賃金等

	短時間労働者全体			
	1時間当たり所定内給与額（円）		労働者数（万人）	
		現行集計との乖離		現行集計との乖離
計	1,323	196	746.0	22.9
C 鉱業，採石業，砂利採取業	1,221	0	0.0	0.0
D 建設業	1,317	11	7.9	0.0
E 製造業	1,062	13	58.2	0.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1,323	0	0.5	0.0
G 情報通信業	1,392	32	6.3	0.0
H 運輸業，郵便業	1,144	2	29.4	0.0
I 卸売業，小売業	1,031	0	202.2	0.0
J 金融業，保険業	1,421	8	13.2	0.0
K 不動産業，物品賃貸業	1,073	1	12.3	0.0
L 学術研究，専門・技術サービス業	1,503	15	7.2	0.0
M 宿泊業，飲食サービス業	1,012	0	118.7	0.0
N 生活関連サービス業，娯楽業	1,106	6	31.5	0.1
O 教育，学習支援業	2,832	1,447	48.0	15.9
P 医療，福祉	1,817	519	132.6	6.6
Q 複合サービス事業	1,174	0	5.4	0.0
R サービス業（他に分類されないもの）	1,134	11	72.7	0.2

資料出所：厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」より作成

◆ 検討結果

・短時間労働者の集計範囲について、今後は職種や賃金による除外を行わず短時間労働者全体を集計対象とすることが適当である。

③ 留意事項

短時間労働者の集計範囲の変更については、一部の賃金の高い者の影響により大きく結果が変動することになるため、平均値の意味が適切に伝わるよう、①中央値を併せて公表する、②これまで集計から除外していた範囲や除外の始期・経緯について、利用者へ十分な情報提供を行う、③これまでの結果との接続表を公表することが必要である。

（３）学歴区分

① 現状と課題

現在、最終学歴の区分は「１中学」「２高校」「３高専・短大」「４大学・大学院」の４区分となっている（「３高専・短大」は専門学校を含む。）。

しかし、大学院修了者や専門学校卒業者の割合が増えてきていること、賃金水準にも特徴があると考えられることから、これらの細分化を検討する必要がある。

② 見直し方針の検討

就業構造基本調査をみると、若年層では大学院卒の割合が中学卒を上回っており、今後も労働者全体に占める大学院卒の割合が増えることが見込まれる。所得をみると、大学卒と大学院卒では中位数が大きく異なり、異なる分布となっていることから、大学と大学院を細分化することが適当である。また、専門学校卒業者についても、人数のシェアが高くなっており、賃金水準も「短大・高専」とはやや異なることから、細分化することが適当である。

正規の職員・従業員（卒業者）の教育別内訳（%）

年齢	年齢計	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
学歴計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
小学・中学	5.1	2.7	3.3	3.7	3.8	3.6	3.6	8.1	17.7	27.5
高校・旧制中	41.2	28.4	33.7	39.0	43.1	45.8	45.5	47.9	50.3	47.3
専門学校	8.7	11.4	11.3	10.9	9.3	7.5	6.4	4.5	3.3	2.5
短大・高専	8.0	7.0	8.1	9.1	8.8	7.8	8.2	6.9	5.8	4.0
大学	32.5	43.8	36.7	31.6	30.7	31.6	32.8	29.9	20.2	15.7
大学院	4.0	6.2	6.4	5.2	3.8	3.4	3.0	2.3	2.3	2.5

資料出所：総務省「平成24年就業構造基本調査」より作成

教育別正規の職員・従業員の所得累積分布

	（万円未満）	300	400	500	600	700	800	900	1000	1250	1500
年齢計	高校・旧制中	39.8	60.3	75.1	85.1	91.6	95.6	98.0	99.1	99.9	100.0
	専門学校	35.6	59.7	77.6	88.6	94.5	97.6	98.8	99.4	99.9	100.0
	短大・高専	39.8	60.8	75.3	84.9	91.3	95.2	97.6	98.7	99.8	99.9
	大学	18.8	36.9	53.3	66.2	76.0	84.1	89.8	93.2	97.8	98.9
	大学院	7.9	20.5	34.3	48.8	60.4	71.1	79.0	84.6	94.7	97.7
35～44歳	高校・旧制中	30.3	53.5	73.3	87.2	94.9	98.0	99.3	99.8	100.0	100.0
	専門学校	23.6	47.5	71.4	87.8	95.2	98.3	99.1	99.6	99.9	100.0
	短大・高専	30.3	53.6	74.3	87.1	93.6	96.7	98.6	99.4	100.0	100.0
	大学	9.4	23.0	42.7	63.1	77.2	85.9	91.2	94.3	98.3	99.2
	大学院	3.3	8.7	20.0	38.4	54.7	69.9	81.8	88.4	96.4	97.9
45～54歳	高校・旧制中	27.2	45.0	60.3	73.2	83.9	91.4	95.9	98.1	99.8	99.9
	専門学校	19.6	37.0	54.3	71.3	84.8	93.0	96.8	98.2	99.9	99.9
	短大・高専	27.1	43.3	56.8	70.9	82.5	90.3	94.6	97.0	99.6	99.8
	大学	5.4	12.0	22.4	35.3	50.4	66.7	77.8	84.6	94.8	97.7
	大学院	2.3	3.1	6.1	11.5	20.6	36.3	50.2	62.2	87.5	94.7

資料出所：総務省「平成24年就業構造基本調査」より作成

ここで、６年制学部の卒業者の扱いについて、他の統計との比較可能性や、記入のしやすさ、事業所における処遇といった観点から検討したところ、

- 就業構造基本統計等、他の統計では６年制学部卒業者は大学卒として扱われていること
- 直近で修業年限が切り替わった薬学部の卒業者を採用する企業にヒアリングを行ったところ、６年制学部か４年制学部かの区別を人事システム等で行っていない企業も存在すること、また、薬学部のうち４年制卒業生については他の学部卒業生と同様としている一方で、６年制卒業生については、薬剤師資格を有しているということから薬剤師手当として相当程度の額を基本給に上乗せしているところも存在することが確認され、学歴ではなく職種を賃金の決定要素としていると考えられること

の理由から、大学卒として扱うことが適当である。

また、専門学校卒業者について、現行の調査では修業年限により学歴区分が異なり、高校を卒業してから２年又は３年の修業年限で卒業する者は「高専・短大」、４年以上の修業年限で卒業する者は「大学・大学院」となっている。

今般、新たに「専門学校」の区分を新設するに当たっては、他調査では修業年限２年以上を全て「専門学校」として扱っている調査が多数であること、企業ヒアリングにおいて専門学校卒業者の修業年限を把握していないとする企業も多く存在し、修業年限により扱いを分けるのは煩雑になると考えられることから、他統計との比較可能性及び簡素な区分とすることを重視し、高校を卒業してから２年以上の修業年限で卒業する者を全て「専門学校」卒として扱うことが適当である。

さらに、今後、ＡＩやロボット開発などの分野で技術革新が予想される中、これらの技術を学ぶ高専卒業者の賃金が注目されるようになる可能性を考慮し、「高専・短大」をさらに「高専」「短大」に細分化することの可能性についても検討を行った。

しかし、高専の卒業者は毎年１万人前後と少なく、高専を単独で分離させた場合に性・年齢等の属性別賃金を集計するための十分なサンプルサイズを得ることが困難と推測されること、短大の卒業者数は減少傾向にあり、今の段階において短大を単独の区分として新たに設定する意義は乏しいことから、今後の高専や短大における学校教育のあり方も踏まえ、「高専」と「短大」の細分化については慎重に判断する必要がある。

◆　検討結果

- 「大学・大学院」は「大学」「大学院」の２区分に細分化することが適当である。なお、６年制学部の卒業者については、「大学」の扱いとすることが適当である。
- 「高専・短大」については、「専門学校」「高専・短大」の２区分に細分化することが適当である。なお、「専門学校」については、高卒を入学資格とする修業年限２年以上の者を全て「専門学校」として扱うことが適当である。

（４）短時間労働者の学歴の調査

①　現状と課題

現在、学歴の調査対象は一般労働者のみであるが、短時間労働者の状況が時代背景とともに変わっており、同一労働同一賃金の法制化という動きもある中、短時間労働者の学歴の調査に関するニーズが高いことから、短時間労働者の学歴の把握可能性について検討を行う必要がある。

②　見直し方針の検討

短時間労働者の学歴については、事業所での記入可能性が重要となる。

そこで、試験調査で学歴の記入状況を確認したところ、短時間労働者の最終学歴の未記入率は、企業規模計（10 人以上）で 20.6%と一般労働者より高く、企業規模が大きくなるほど未記入率も高くなる傾向にある。また、雇用形態別にみると、同じ雇用形態でも短時間労働者は一般労働者より未記入率が高い傾向にある。産業別にみると、一般労働者については産

業間の違いはあまり大きくないが、短時間労働者は「卸売業，小売業」「宿泊業，飲食サービス業」「その他の産業」で未記入率が高くなっている。

最終学歴の未記入率

（%）

雇用形態、産業	一般労働者					短時間労働者				
	企業規模計（10人以上）	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人	企業規模計（10人以上）	1000人以上	100～999人	10～99人	5～9人
計	2.6	2.0	2.8	2.8	2.1	20.6	38.1	15.7	7.5	5.3
正社員・正職員	2.3	1.0	2.5	2.8	2.0	7.6	0.0	2.5	11.4	1.9
正社員・正職員以外	4.4	6.1	4.6	2.8	3.5	21.2	38.8	16.1	7.2	6.1
雇用期間の定め無し	2.4	1.1	2.9	2.7	2.0	15.1	38.0	17.2	7.3	5.0
雇用期間の定め有り	3.8	5.9	2.5	3.4	5.6	24.0	38.1	15.0	7.9	7.8
建設業	2.2	0.0	0.2	3.2	0.0	8.8	10.0	0.0	10.1	0.0
製造業	3.2	0.0	2.7	4.1	3.2	6.1	50.0	3.3	3.1	11.2
卸売業，小売業	2.2	2.6	2.2	1.9	2.7	29.9	42.0	11.2	8.9	0.0
宿泊業，飲食サービス業	4.6	3.3	5.4	4.7	4.9	30.8	52.7	19.4	12.4	11.4
医療，福祉	0.6	2.6	0.0	0.7	4.6	8.7	11.4	12.5	5.5	1.4
その他の産業	3.9	2.4	7.7	2.2	0.0	15.0	12.2	32.1	7.7	0.0

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査試験調査」
※有効回答となった労働者のうち、最終学歴の記入がない労働者の割合である。

試験調査と同時に実施したアンケート調査において、最終学歴の回答が困難であると回答した事業所にその理由を確認したところ、以下のような意見が多く、履歴書から調べる必要があることや、履歴書に学歴情報がない場合に労働者から聴取することの負担感がみられる。

一般労働者	短時間労働者
・履歴書等から別途調べる必要があり、非常に時間がかかる。 ・学歴を考慮しない人事制度なので採用時に確認しておらず、調査のために確認することは不要の心配を従業員に与える。 ・勤続年数の長い社員は、資料が残っていない場合がある。 ・正規職員以外の学歴は分からない。	・短時間労働者は最終学歴のデータ管理を行っていない。 ・履歴書から別途調べる必要があり、非常に手間がかかる。 ・採用の際に学歴の確認を行っていないが、個人情報なので聞きづらく、調査のために確認を取ることに抵抗がある。 ・正規職員以外の学歴は分からない。

また、企業ヒアリングにおいても、短時間労働者の学歴は管理していないという意見が多くみられた。このため、現時点では、

・　雇用形態、産業によっては半数近くが無回答になると見込まれ、調査しても集計に耐えうる結果を得られない、

・　記入を求めた場合、多数の短時間労働者の履歴書を確認する、労働者に直接学歴を確認するといったことが予想され、事業所・労働者双方に過剰の負担を強いる可能性があり、一般労働者に対する学歴調査よりも記入者負担が大きい、

といった理由から、短時間労働者の学歴の調査は困難であるとの結論を得た。

ここで、代替案として以下の３案についても検討を行った。

（案１）　短時間労働者のうち、「正社員・正職員」のみ学歴を調査

（案２）　短時間労働者全員について学歴を調査（「不明」の選択肢あり）

（案３）　短時間労働者全員について学歴を調査（「不明」の選択肢なし）（未記入は「不明」として集計）

案１については、正社員・正職員であれば短時間労働者でも記入率が比較的高く、企業の負担も少ないと推測されるものの、短時間労働者の正社員・正職員は常用労働者全体の約１％とごく少数にとどまり、属性別表章に十分なサンプルサイズを確保できないおそれがある。

案２については、学歴を把握していない場合は「不明」を選択することができ、労働者に学歴を確認させることの懸案は解消するが、一般労働者についても「不明」の回答が増える可能性がある。

案３については、「不明」の選択肢を設ける場合と比べて、一般労働者の学歴の調査に与える影響が少ないが、短時間労働者の学歴を把握していない場合は、労働者に確認して回答する必要があると認識するおそれがある。

このように、案１～３のいずれにおいても、そのデメリットが無視できないことから、現在では代替案によっても短時間労働者の学歴を調査することは困難である。

◆　検討結果

・短時間労働者の学歴については、現行と同様調査を行わないこととするのが適当である。

（５）新規学卒者の初任給額

①　現状と課題

現行の調査では、事業所票において「新規学卒者の採用人員及び初任給」について調査し、調査年 11 月に公表している。

規制改革推進会議行政手続部会において、統計調査に関する行政手続コスト（事業所の記入負担）の２割削減を求められており、厚生労働省においても「「行政手続コスト」削減のための基本計画」（平成 30 年３月改定）を定め、この中で賃金構造基本統計調査についても、オンライン調査や本社一括調査の導入のほか、調査項目の見直し等により作業時間を 22%削減することを目標に掲げている。特に、本調査については、類似の賃金統計との調査項目の重複による負担感も指摘されており、報告者負担の軽減は喫緊の課題となっている。しかしながら、本調査においては、平成 30 年より法人番号、令和元年より外国人の在留資格の調査項目が純増となっているほか、令和２年からは職種の調査対象範囲を全労働者に拡大するなど、さらに負担増となる調査の変更を検討している。

一方、近年企業における雇用形態や賃金制度が多様化していることから、本調査について

もこれまで以上に内容審査に時間を要するようになっており、統計の信頼性や公表時期の維持のためには調査項目の精査等の効率化を行う必要がある。

これらの課題への対応として、本調査の結果精度の維持及び政府統計全体としての統計ニーズへの対応という観点から、新規学卒者の初任給について、

・　他統計でも類似項目を調査しており重複が生じていること、
・　本調査の個人票で年齢、勤続年数等により新規学卒者と推測される者に限定した集計を行うことで一定の代替が可能であると考えられること

などから、これに係る調査項目を廃止することを検討する。

②　見直し方針の検討

個人票を用いて代替集計を行う場合の範囲について、現行の事業所票において新規学卒者として計上されている者の属性を分析すると、以下の範囲とすることが適当と考えられる。

- 勤続年数　０年
- 年齢　年齢幅を２歳（高校卒：18～19 歳、大学卒：22～23 歳）とする
- 雇用形態　一般労働者のうち正社員・正職員かつ無期雇用

この範囲により代替集計の試算を行ったところ、通勤手当の有無等により現行の初任給額との差異はあるものの、初任給額としておおむね安定した数値が得られると考えられる。

新規学卒者に係る代替集計と現行の初任給額、新規学卒者初任給情報（雇用保険データ）の比較

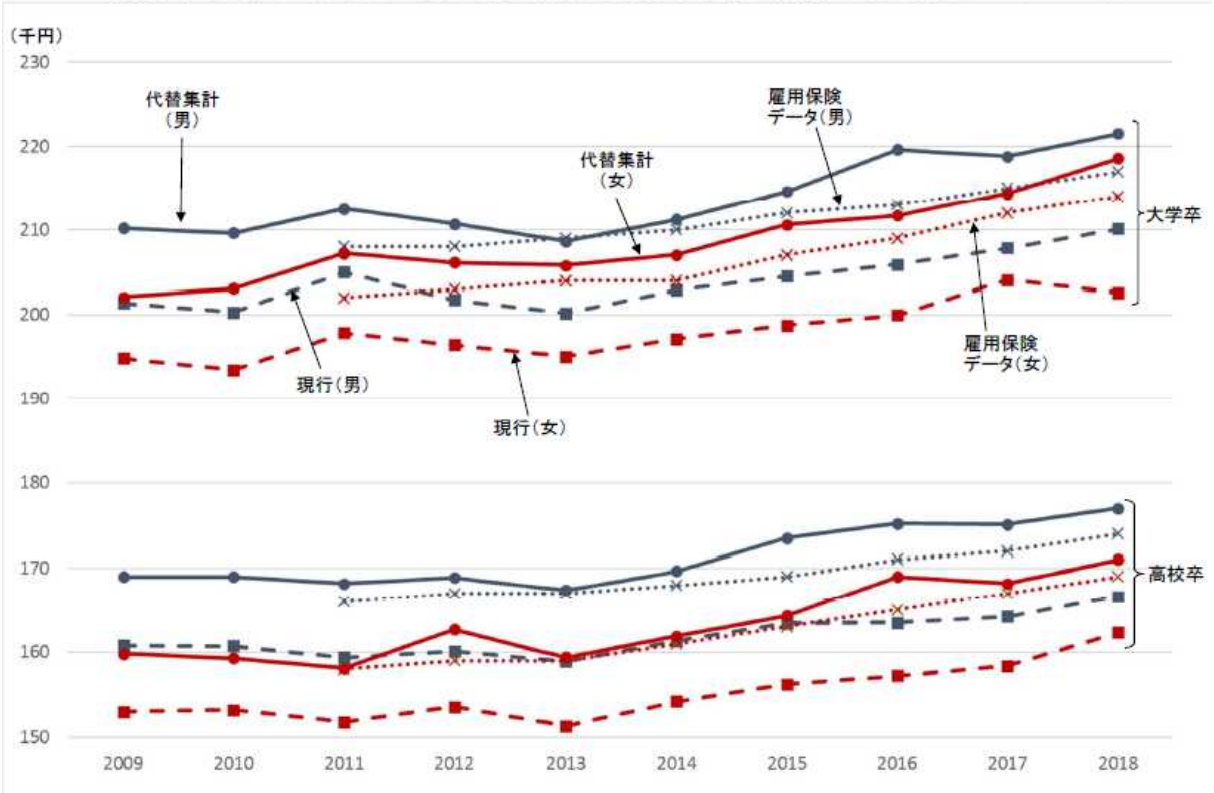

よって、報告者負担の軽減及び調査の効率化のため、現行の新規学卒者の初任給に係る調査項目は廃止し、代替集計を行うことが適当である。

◆　検討結果
・新規学卒者の初任給に係る調査項目は廃止することが適当である。
・個人票で新規学卒者と考えられる者に限定した代替集計を行うことが適当である。

③　留意事項

時系列比較に資するため、できるだけ過去に遡って代替集計による結果を提供する。また、他の統計と比較した特徴等についての情報提供を行う必要がある。

（６）諸手当

①　現状と課題

これまで、最低賃金の審議資料に賃金構造基本統計調査の結果を活用するため、特定産業の小規模事業所（※）において「通勤手当」「精皆勤手当」及び「家族手当」（以下「３手当」という。）を調査してきた。これは、最低賃金では３手当を算入しないこととされているためである。一方、賃金構造基本統計調査としては３手当の集計、公表はしておらず、最低賃金の審議資料としての活用以外に政策立案のための利用はない。

※製造業で事業所規模 99 人以下の事業所、卸売業，小売業、物品賃貸業、学術研究，専門・技術サービス業、宿泊業，飲食サービス業、生活関連サービス業，娯楽業、医療，福祉又はサービス業（他に分類されないもの）で 29 人以下の事業所

②　見直し方針の検討

３手当については最低賃金の審議資料としての活用以外に政策立案のための利用はなく、今後とも見込めない。その上、

- 現在３手当は特定産業の小規模事業所に限り調査しており、一般的な利用には使い勝手が悪いものとなっていること
- 他の統計調査において諸手当の額は把握することができ、必ずしも賃金構造基本統計調査の結果がなくとも最低賃金の審議資料は用意出来る予定であること

から、今後とも調査を継続する意義に乏しいため、報告者の記入負担を考慮し、今後は３手当に係る調査項目を廃止することが適当である。

◆　検討結果
・通勤手当、精皆勤手当、家族手当の調査項目は廃止することが適当である。

３　集計事項の見直しについて

①　現状と課題

本調査については、総務大臣の承認を受けた調査計画に定める集計事項のうち、「企業規模５～９人」の集計結果は存在するものの統計表を公表していないもの、及び「企業規模５～９人」の区分を集計していないものが存在することが確認されている。「企業規模５～９人」の区分においては、特に回答にばらつきが出る調査事項については統計としての精度が担保されないおそれがあり、今後の対応について検討する必要がある。

また、今般、職種区分を日本標準職業分類と整合的な区分に見直すことに併せて、現行の職種に係る集計表についても、統計精度の観点等から精査を行う必要がある。

②　見直し方針の検討

調査計画に定める集計事項のうち、「企業規模５～９人」の区分が未集計又は未公表となっていたものについては、集計対象労働者数等を踏まえ、以下のとおり対応することが適当である。

○職種、年齢階級別所定内給与額

「企業規模５～９人」の区分について、平成 30 年調査で職種別に一般労働者の集計対象労働者数を見ると、最も多い職種でも「営業用大型貨物自動車運転者」や「自動車整備工」で 600 人を超える程度であり、８割以上の職種で集計対象労働者数が 200 人以下となっている。このため、性、年齢階級別の各表章区分ごとのサンプルサイズは極めて小さくなり、表章に耐えうる結果が得られないことから、「企業規模５～９人」については年齢計のみ表章する。

○標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布

標準労働者は学校卒業後直ちに企業に就職し、同一企業に継続勤務しているとみなされる労働者であるが、「企業規模５～９人」の区分における標準労働者の比率は一般労働者で約７％となっており、集計の対象となる労働者はごく一部に限られる。これを学歴、年齢別の分布表にすると、多くのセルで該当労働者数がゼロになるなど、集計しても利用に耐えうるものとはならないため、「企業規模５～９人」について表章することは適当でない。

○初任給額等、初任給額の分布

令和２年以降は、初任給の調査を廃止することに伴い、集計事項からも削除する。なお、「企業規模５～９人」の区分における新規学卒者数は非常に少なく、平成 30 年調査結果では高校卒でも 2,000 人を下回っており、従前から表章に耐えうるものではないと考えられる。

職種別集計については、職種区分の見直しにより日本標準職業分類と整合的な区分とすることから、職種大分類別の集計表を追加し、産業と職業のクロス集計を行う。

また、現行の集計表については、以下のとおり対応することが適当である。

・　現行では男女計の集計がない集計区分や男女どちらかのみの表章となっている職種が存在する。今後は、性別による職種の偏りが小さくなってきている状況を踏まえ、全集計事項について男女計の集計を追加する。また、職種により男女両方又は男女どちらかのみ公表している集計区分については、男女ともに一定以上の労働者が存在する職種のみ男女別集計を行う。

・　都道府県別、年齢階級別などで集計対象労働者が著しく少ない集計区分については、クロス集計の次元を減らす又は集計対象の職種を限定することにより一定のサンプルサイズを確保する。

・　短時間労働者について経験年数の調査を行っているため、今後は、短時間労働者の職種・経験年数別集計表についても公表する。

◆　検討結果

・「企業規模５～９人」の区分のうち未集計・未公表となっていた集計事項については、今後は職種別集計表の年齢計のみ表章し、その他は表章しないことが適当である。

・職種別集計については、上記の方針を踏まえ、具体的には下表のとおり対応することが適当である。

○一般労働者

番号	集計事項	集計区分		備考
		現行（公表している表）	見直し案	
1	平均賃金等	企業規模×職種×性	企業規模×職種×性 企業規模×職種大分類×性	・役職者を含まない集計表も公表 ・企業規模５～９人も公表
2	平均賃金等	企業規模×職種・性×年齢階級 ※一部の職種は男女どちらかのみ。 男女計なし。	企業規模×職種×年齢階級（男女計） 企業規模×職種（特掲）×性×年齢階級 企業規模×職種大分類×性×年齢階級	・性のクロスは特掲職種及び職種大分類のみ
3	平均賃金等	企業規模×職種・性×年齢階級×経験年数 ※一部の職種は男女どちらかのみ。 男女計なし。	企業規模×職種×年齢階級×経験年数（男女計） 企業規模×職種×性×経験年数 企業規模×職種（特掲）×性×年齢階級×経験年数	・性×年齢階級のクロスは特掲職種及び職種大分類のみ ・職種大分類別は集計しない
4	分布特性値	企業規模×職種・性 ※一部の職種は男女どちらかのみ。 男女計なし。	企業規模×職種（男女計） 企業規模×職種（特掲）×性 企業規模×職種大分類×性	・性のクロスは特掲職種及び職種大分類のみ
5	平均賃金等	都道府県×職種×性 ※一部の職種は男女どちらかのみ 集計していない職種もある	都道府県×職種大分類×性 都道府県×職種（特掲）×性	・職種大分類別の集計を基本とする ・特掲職種は特にニーズのある職種のみとする
6	平均賃金等	（新規）	企業規模×産業大分類×職種大分類×性	

※第２～４表の特掲職種は、男女ともに一定以上の労働者数がいる職種を選択する

○短時間労働者

番号	集計事項	集計区分		備考
		現行（公表している表）	見直し案	
1	平均賃金等	企業規模×職種×性	企業規模×職種×性 企業規模×職種大分類×性	・役職者を含まない集計表も公表 ・企業規模５～９人も公表
2	平均賃金等	（新規）	企業規模×職種×性×経験年数	

○臨時労働者

番号	集計事項	集計区分		備考
		現行（公表している表）	見直し案	
1	平均賃金等	企業規模×職種×性	企業規模×職種×性 企業規模×職種大分類×性	・企業規模５～９人も公表

Ⅲ　まとめ

賃金構造基本統計調査は、我が国の賃金の実態を事業所や労働者の属性別に明らかにすることを目的とする基幹統計調査であり、その調査結果は、政府における政策決定のみならず、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となっている。このため、本調査の調査事項や集計方法は、利用者のニーズの高い情報をできるだけ実態と乖離なく提供できるものであることが求められることから、社会情勢の変化等に応じた利用者ニーズの変化への対応や集計値の精度向上等のための不断の見直しが必要である一方、過去から蓄積された調査結果との接続性にも配慮していくことが必要である。また、本調査は報告者である事業主の記入負担の上に成り立っているものであり、その負担を少しでも軽減することが求められる。

本ワーキンググループにおいては、上記のような観点を踏まえつつ、推計方法の見直しや調査事項の見直しを中心として、多岐にわたる事項について検討を行い、今後の賃金構造基本統計調査の改善に向けた方向性を取りまとめた。

推計方法については、中長期的な回収率の低下に伴う集計値の実態からの乖離を改善するため、事業所抽出に係る復元方法を回収率を考慮したものに変更すること等とした。また、近年の学歴構成や職業構造の変化に対応するとともに、個人の属性に一層着目した賃金構造の把握ができるようにするため、学歴区分の細分化や職種調査の全労働者への拡大、職種区分の見直し等を行うこととした。併せて、報告者負担を軽減するための調査項目の見直しを行うこととしている。

これらの内容を反映させることにより、賃金構造基本統計調査がその目的を一層的確に果たすことができるようになるものと期待される。

一方、こうした見直しは本調査の調査結果に大きな変化をもたらすことになるが、調査結果の接続性の確保に配慮した集計表の整備や利用者に混乱が生じないようにするための十分な情報提供に留意することが必要である。また、今後とも、社会情勢の変化や利用者ニーズへの対応、統計精度の向上、報告者負担の軽減及び調査の効率化のため、不断に改善を図っていく必要がある。

Ⅳ　参考資料

賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループについて

平成 29 年３月７日
厚生労働統計の整備に関する検討会座長決定
平成 31 年３月 11 日改正

賃金構造基本統計調査の改善に関する検討を効率的に行うため、厚生労働統計の整備に関する検討会（以下「検討会」という。）の下に賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループを置く。

１．本ワーキンググループの構成員は以下のとおりとする。

阿部　正浩　（中央大学経済学部教授）
黒田　祥子　（早稲田大学教育・総合科学学術院教授）
玄田　有史　（東京大学社会科学研究所教授）
樋田　勉　　（獨協大学経済学部国際環境経済学科教授）

なお、主査は、必要があると認めるときは、検討会の構成員等に意見を聴くことができる。

２．本ワーキンググループは平成 31 年９月までに検討を行い、検討結果を検討会に報告する。

３．本ワーキンググループは、原則として公開する。ただし、主査は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

４．本ワーキンググループの資料は、原則として公表する。ただし、主査は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。

５．本ワーキンググループは、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。

６．本ワーキンググループの庶務は、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付参事官（企画調整担当）付統計企画調整室において行う。

賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループ
開催実績

第１回　平成２９年７月１４日（金）１０：００～１２：００
（議事）
　１
　　統計委員会による未諮問基幹統計の確認における賃金構造基本統計に係る指摘事項について
　２　賃金構造基本統計調査の復元方法の見直しについて
　３　賃金構造基本統計調査の調査事項の見直しについて
（１）職種区分
（２）学歴区分

第２回　平成３０年１月２６日（金）１４：００～１６：００
（議事）
　１　賃金構造基本統計調査の復元方法の見直しについて
　２　賃金構造基本統計調査の調査事項の見直しについて
（１）職種区分
（２）学歴区分
３　賃金構造基本統計調査の試験調査について
４ その他

第３回　平成３０年１２月７日（金）１０：００～１２：００
（議事）
１　賃金構造基本統計調査試験調査の結果の概要について
２　賃金構造基本統計調査の調査事項の見直しについて
（１）職種区分
（２）学歴区分
（３）その他

第４回　令和元年５月３０日（木）９：３０～１２：００
（議事）
１　令和元年賃金構造基本統計調査の変更について（報告）
２　賃金構造基本統計調査の復元方法の見直しについて
３　賃金構造基本統計調査の調査事項及び集計事項の見直しについて
（１）職種区分
（２）新規学卒者の初任給
（３）その他
４　その他

第５回　令和元年６月６日（木）１０：００～１２：００
（議事）
１　賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループの取りまとめについて
２　その他

統計委員会による未諮問基幹統計の確認における賃金構造基本統計に係る指摘事項

項目		指摘事項（課題解決に向けた今後の取組の方向性）	整理番号
ア 統計の精度向上に向けた取組	（ア）標本設計、推計方法等の現状と、分かりやすく情報提供するための取組	本調査に係る標本設計に関する詳細な情報は、本統計が正しく理解された上で、適切に利用されるために有用な情報であることから、現在公表されていない各層の抽出率や標本規模について、ウェブサイト上に掲載するなど、統計利用者への提供についてさらに進めていくことが必要である（可能なものから順次実施）。	①
	（イ）推計方法（特に労働者数）の改善に向けた取組	労働者数の推計については、集計値に与える影響等を検証した上で、回収率を考慮した推計方法に変更する必要がある（統計委員会への諮問時期までに結論）。	②
		企業規模別、産業別などの回収率の提供について検討が必要である（平成29年度から検討）。	③
	（ウ）バイアス（賃金水準）のチェック（他の賃金統計との比較、乖離の要因分析）	本統計と他の賃金統計（毎月勤労統計）との比較により、本統計の特徴を明らかにし、その特徴を統計利用者に提供していく必要がある。また、より正確な統計間の比較を行うため、各統計の調査対象範囲を揃えて比較する必要がある。（可能なものから順次実施）	④
		本統計は構造統計であり、毎月勤労統計は動態統計であるので、こうした役割等の違いを統計利用者に提供していく必要がある（順次実施）。	⑤
	（エ）実査上の課題	今後も様々な方法を活用して回収率の向上に努める必要がある（継続実施）。	⑥
		調査方法を見直し、オンライン調査や郵送調査の実施、さらには本社一括調査などの調査の効率化について検討が必要である。その際には、電子媒体を含めた電子的なデータでの報告も可能とすることについて検討が必要である。（統計委員会への諮問時期までに結論）	⑦
イ 調査事項の見直し		本調査の調査対象職種や学歴区分については、調査票の記入が適切に行えるか等を検証しつつ、利用者ニーズ等を踏まえて見直しを進める必要がある。今後も社会情勢、利用者ニーズ等を踏まえ、調査事項の見直しを随時行う必要がある。（継続実施）	⑧
		単月（６月分）の調査事項の調査対象期間を年や四半期に変更することについては、本調査の目的に鑑みると、多くの課題があることから、慎重に検討する必要がある（平成29年度から検討）。	⑨
ウ 調査結果等の利活用の向上		調査の大幅な見直しを行った場合には、調査結果の検証を行い、その結果を統計利用者に提供する必要がある（次回見直し時から実施）。	⑩
		利用者ニーズ等を踏まえ、新たな分布表についてオーダーメード集計や本調査の結果表での提供、さらに調査の効率化による公表の更なる早期化について検討する必要がある（継続実施）。	⑪
		匿名データについては、政府全体での検討状況を踏まえつつ、まずは匿名化が可能な個人票から提供することについて検討する必要がある（平成29年度から検討）。	⑫

※　「平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成28年度下半期審議分）」（平成29年３月31日総務省統計委員会）を抜粋して作成。

※　「整理番号」は、厚生労働省賃金福祉統計室にて、便宜的に付与したもの。

本WGでは、上記の指摘事項について、特に②、⑧を中心に議論を行った。

第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年３月６日閣議決定）（抄）

別表 今後５年間に講ずる具体的施策

項目	具体的な措置、方策等	実施時期
(3) 働き方の変化等をより的確に捉える統計の整備	◎ 賃金構造基本統計について、毎月勤労統計との比較に関する技術的な検討や、その検討結果を踏まえた試算及び非回答の事業所の偏りによる非標本誤差の分析等を実施し、統計利用者に本調査の特徴を含めた情報を提供する。	平成30年度（2018年度）から実施する。
	◎ 賃金構造基本統計調査における匿名データの提供について、政府全体での検討状況も踏まえ、匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討する。	平成30年度（2018年度）から実施する。
	◎ 賃金構造基本統計調査について、調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直しや学歴区分「大学・大学院卒」、「高専・短大卒」の細分化について、試験調査の実施等により見直しの影響を検証しつつ検討する。また、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更や、オンライン調査導入に合わせ、抽出された事業所内の全労働者を調査することについての検討を進める。	平成32 年（2020年）調査の企画時期までに結論を得る。

賃金構造基本統計調査試験調査の概要

1　調査の概要

（1）　調査の目的

「賃金構造基本統計調査」について、調査内容や調査方法・調査機関の見直しの検討を行う上での基礎資料を得ることを目的とする。

（2）　調査の範囲、調査事項等

本体調査との相違は次頁のとおりである。

（3）調査方法

厚生労働省から民間事業者に委託して郵送調査により行った。民間事業者の業務範囲は、調査用品の作成、調査票の配布・回収、督促、点検、疑義照会、データ入力、集計である。なお、民間事業者による点検、疑義照会の後に、厚生労働省にて内容審査及び修正を行った上で最終的な集計を行った。

（4）アンケート

試験調査と合わせてアンケート調査を実施し、記入に係る負担感やオンライン調査の利用の意向等を確認した。

アンケート調査は、試験調査の回答の無い事業所からも回収した。

2　回収状況

回収率は 62.8%、有効回答率は 60.5%であった。産業、事業所規模別の回収率は以下のとおりである。

産業、事業所規模別母集団数、標本数、回収率等

	母集団事業所数	標本事業所数 ①	回答事業所数 ②	うち有効回答 ③	回収率（%） ②÷①×100	有効回答率（%） ③÷①×100
調査産業計	1,331,260	1,800	1,131	1,089	62.8	60.5
D 建設業	127,682	300	188	187	62.7	62.3
E 製造業	175,471	300	195	189	65.0	63.0
I 卸売業，小売業	307,018	300	191	184	63.7	61.3
M 宿泊業，飲食サービス業	151,607	300	149	139	49.7	46.3
P 医療，福祉	196,074	300	215	207	71.7	69.0
X その他の産業	373,408	300	193	183	64.3	61.0
事業所規模計	1,331,260	1,800	1,131	1,089	62.8	60.5
100人以上	54,646	104	65	63	62.5	60.6
30～99人	219,869	496	319	315	64.3	63.5
10～29人	668,182	600	382	370	63.7	61.7
5～9人	388,563	600	365	341	60.8	56.8

なお、本体調査と試験調査では標本設計が大きく異なっている。平成 29 年本体調査の有効回答率は、調査対象計で 72.6%であるが、これを産業・事業所規模別構成を試験調査の構成にそろえて推計すると、67.1%となる。

賃金構造基本統計調査　試験調査と本体調査の相違点

		賃金構造基本統計調査　試験調査	賃金構造基本統計調査（本体調査）
調査の対象	地理的範囲	全国	全国（一部島しょ部を除く）
	民公区分	常用労働者５人以上の民営事業所（ただし、常用労働者５～９人の事業所は企業規模５～９人の事業所に限る。）	常用労働者５人以上の民営事業所（ただし、常用労働者５～９人の事業所は企業規模５～９人の事業所に限る。）及び常用労働者 10 人以上の公営事業所（行政執行法人又は地方公営企業等に限る。）
	標本数	事業所票 約 1800 事業所 個人票 約 3 万 6,000 人	事業所票 約８万事業所 個人票 約 170 万人
調査事項	最終学歴	常用労働者（短時間労働者を含む）について調査する。 学歴区分は７区分とする。 ①中学卒 ②高校卒 ③専門学校卒　④短大卒　⑤高専卒 ⑥大学卒　　⑦大学院卒	一般労働者について調査する。 学歴区分は４区分とする。 ①中学卒 ②高校卒 ③高専・短大卒 ④大学・大学院卒
	労働者の種類	調査しない。	鉱業, 採石業, 砂利採取業、建設業、製造業のみ調査する。
	役職	全ての事業所について調査する。	企業規模 100 人以上の事業所のみ調査する。
	職種	日本標準職業分類と整合的な、全ての労働者を網羅する職種体系とする（154 区分）。（役職者も調査する。）	特定の職種のみ調査する（129 区分）。 調査対象の役職に該当する労働者は調査しない。
	経験年数	全ての常用労働者について調査する。	調査対象職種に該当する労働者のみ調査する。
調査時期		平成 30 年６月（調査対象時期は平成 30 年５月（特別給与額は平成 29 年１年間））	毎年７月（調査対象時期は実施年の６月（特別給与額は前年１年間））

職種区分に関する意見募集の概要

１．趣旨

第 14 回厚生労働統計の整備に関する検討会及び賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループでの議論を踏まえ、新職種区分（案）について、厚生労働省内外のニーズを把握するため、広く意見募集を実施した。

２．実施時期

平成 29 年９月から約１か月間

３．実施方法

厚生労働省ホームページにおいて意見募集を実施した。

なお、意見募集を実施していることについてできる限り周知がなされるよう、企業の経営者や人事労務担当者向けに厚生労働省が配信している「厚労省人事労務マガジン」を活用するとともに、独立行政法人労働政策研究・研修機構が配信している「メールマガジン労働情報」、東京労働経済学研究会及び関西労働研究会のメーリングリストによる周知に御協力いただいた。

また、厚生労働省内に対しては別途意見を聴取した。

４．意見募集結果

賃金構造基本統計調査の調査対象職種に関し、省内外から 12 件の御意見が寄せられた。（意見の詳細は次頁を参照）

賃金構造基本統計調査の調査対象職種の見直しに関する御意見

番号	御意見の種類	御意見等の内容・理由（要約）	意見に対する検討結果
1	職種区分（個別職種）	職種番号164「保健師、助産師」については、日本標準職業分類に合わせて、保健師と助産師をそれぞれ独立した職種区分として設定していただきたい。 （理由） 保健師と助産師は、異なる国家資格であること、また、就業場所や勤務形態等の実態にも違いがあることから、それぞれ独立した職種区分として数値を把握することが必要となる。さらに、保健師と助産師が独立して集計されることにより、集計結果の活用の可能性が増すことが考えられる。	保健師と助産師はそれぞれ別の職種区分として調査する。
2	職種区分（個別職種）	職種番号301「介護職員（医療・福祉施設等）」は、「介護職員（医療施設等）」と「介護職員（福祉施設等）」に分割していただきたい。 （理由） 介護保険サービスに従事する介護職員は、処遇改善等のため各種対策が講じられているが、「介護職員（医療・福祉施設等）」の区分では、介護保険サービスに従事する労働者の賃金の実態が把握できない。 介護職員の賃金水準を全産業平均と比較するため、賃金構造基本統計を利用しているが、産業分類「医療、福祉」や「社会保険・社会福祉・介護事業」では、実態を確かめることはできない。 診療報酬と混同しないためにも、「介護職員（福祉施設等）」の賃金水準を合理的に把握するため、「介護職員（医療・福祉施設等）」を細分化するべき。	介護関連職種の細分化については、把握可能性（明確な定義や区分が可能か）、政策上の必要性の有無等といった観点から検討を行ったが、医療施設と福祉施設の両方の正確を併せ持つ施設が存在すること等から、細分化は見送ることとする。
3	職種区分（個別職種）	介護関連の職種について、介護サービス就業者の職種、就業する場所、形態別の賃金に関する情報を提供できるよう、職業区分を細分化していただきたい。 また、介護サービスの研究者として、以下のような事項についても把握したい。 ・公的な高齢者施設3種での賃金格差、あるいは公的な施設と有料老人ホームなど民間施設での就業者の賃金比較 ・介護サービスの就業者には作業療法士や言語療法士などの専門職もあり、数も増えているが、彼らの収入はどの程度か。 ・病院で働く看護師と訪問看護師の賃金格差はあるのか。 （理由） 製造業は伝統的に重要視され、職種区分が細分化されているのに比較して、介護関連の職種も細分化するべきである。 今後の高齢者の増加を反映して、介護サービス産業はいやおうなく拡大していくと思われる。	介護関連職種の細分化については、把握可能性（明確な定義や区分が可能か）、政策上の必要性の有無等といった観点から検討を行ったが、医療施設と福祉施設の両方の正確を併せ持つ施設が存在すること等から、細分化は見送ることとする。
4	職種区分（個別職種）	賃金構造基本統計調査の調査対象職種について、「医療・介護」と一括りで調査しないでほしい。 （理由） 医療と介護では費用の出所が異なるため、比較対象とならない。	介護関連職種の細分化については、把握可能性（明確な定義や区分が可能か）、政策上の必要性の有無等といった観点から検討を行ったが、医療施設と福祉施設の両方の正確を併せ持つ施設が存在すること等から、細分化は見送ることとする。
5	職種区分（個別職種）	スポーツや健康に関するサービスの産業分野が拡大しているので、それらを特定できる職種区分を設定していただきたい。 （理由） 公共スポーツ施設において、利用者の受付、清掃、運動指導及び事務全般を行い、さらに介護施設や学校にて運動指導や健康関連の講話なども行う労働者が存在する。 従来の職種区分では、「専門的・技術的関連職業従事者」の「個人教師、塾・予備校講師」（例示に「エアロビインストラクター」とあるため）や「サービス関連職業従事者」で回答していたが、新しい職種区分案では職種番号315「その他のサービス職業従事者」になるのか。 どの職種で回答すべきか悩むので、上記のような業務を行う者の職種区分を設定してほしい。	今回の職種区分の見直しについては、日本標準職業分類と整合的であるものとすることを基本としていることから、今回の見直しにおいては御指摘の見直しを反映することは困難と考える。

番号	御意見の種類	御意見等の内容・理由（要約）	意見に対する検討結果
6	職種区分（個別職種）	職種番号177「他に分類されない社会福祉専門職業従事者」の「含まれる職種の例」について、社会福祉施設長と指導員等職員が同じカテゴリーとされているが、分けた分類としてほしい。 （理由） 施設長は管理者、指導員等は職員（労働者）であり、賃金の構成（時間外、手当等）が異なるため。	今回の見直しにおいては、これまで職種を把握してこなかった役職者についても職種を調査することを検討している。御要望の点については、該当職種のうち役職の有無を確認することで一定程度の対応が可能になるものと考える。
7	職種区分（総論）	自身も賃金構造基本統計調査を複数回担当したが、新職種区分案は現行のものに比べ非常に汎用性が高く、全般的に網羅できていると感じる。 現行のものは特に「～工」「～員」などといった専門・職人的な職種が必要以上に細分化されているにも関わらず、サービス業のプロフィット部門関連の職種や事務系職種が分類不能な状態であった。 調査に回答する企業にとって本業の源泉となる職種が該当しないことは非常に悲しいことである。 新職種区分が妥当なのか、調査対象事業所に何らかの形でヒアリングを行うことや、毎月勤労統計調査等、「統計慣れ」している企業等に個別にアンケートを取ることも良いのではないか。	（後段について） 新職種区分案が妥当なのか（調査対象事業所が回答可能なのか）という点については、試験調査や企業ヒアリングにより把握を行い、新職種区分について必要な修正を行う。
8	職種区分（総論）	職種区分の変更に関して、他統計との接続性を考慮された改定、非常に有意義であり、利用者として、利便性が向上する。	－
9	職種区分（総論）	この度の職種の見直しは時宜にかなっていると考えられ、総論として賛同するが、細かい点については以下に意見を提出する。 1．どういった職業に従事する者が当該職種に該当するのか、記入者が戸惑うことのないように、とくに変更のあった職種の名称も含め、記入の手引などで丁寧に説明して理解がえられるよう努力されたい。 2．職種を括るとどの職種についての賃金なのかが曖昧になるおそれがある一方で、詳細にしすぎると対象労働者が少なくなりすぎることも考えられる。職種別賃金を調査するというそもそもの意義・ねらいをよく考えながら検討してほしい。 例えば、職種番号180「その他の経営・金融・保険専門職業従事者」には社会保険労務士や証券アナリスト、アクチュアリーが含まれるが、アクチュアリーは社会保険労務士などに比べて、賃金水準が高いと考えられるため、ひとくくりにした結果をどのように分析・評価するのか難しくなるのではないか。職種番号178「法務従事者」、191「著述家、記者、編集者」及び196「他に分類されない専門的職業従事者」も同様。 3．専門的・技術的職業従事者、とくに「士業」について、日本標準職業分類に職種を揃えていることは理解するものの、新職種区分案では全く異なる職務内容の専門職が一つの職種区分となり、どの職種に注目して賃金を調査するのかが、不明確になると考えられる（例えば「196　他に分類されない専門的職業従事者」には通訳、行政書士、アナウンサー、不動産鑑定士などが含まれる。ただ、これらの職種に該当する者は比較的少ないものと思われる）ため、単に括るのではなく、調査する意義のある職種を検討されたい。 4．管理的職業従事者に、現行の部長、課長など職階として調査していた者が含まれることとなるが、役職別の賃金については、とりわけ男女別に分析するニーズがあることからこれまで通り職階別の集計、公表がなされるようにしてほしい。 5．引き続き、職種別賃金の研究について努めていただき、新しい職種の賃金を適時適切に調査できるようお願いしたい。	（1、5について） 御指摘の点に留意し、今後調査の見直しを進めていくこととする。 （2、3について） 今回の職種区分の見直しについては、全ての労働者を網羅し日本標準職業分類と整合的であるものとすることを基本としていること、職種区分を詳細にしすぎると対象労働者が少なくなり安定した結果が得られない可能性があることから、御指摘の職種についての見直しは困難である。 （4について） 役職別の男女別賃金については、これまで同様調査し、集計・公表する予定である。

番号	御意見の種類	御意見等の内容・理由（要約）	意見に対する検討結果
10	調査項目	時代の変化によって専門職種が増えていること等を捉えて、新しい職種をその度に、追加することは評価できる。 ただ、性別や年齢といった項目の他に、グローバルに通用する項目（例えば、同じ専門職でも「１初級レベル（見習）２中級レベル（中堅）３上級レベル（ベテラン）」といった区分等）を設けることを提案する。 （理由） この調査は、日本の賃金構造を社会的な現象として調査し、それを歴史に残すということ以外に、日本の将来に向かって、いかに働き方改革を行うかといったときの参考資料としての使われ方をしている。 将来に向かって働き方改革を行う際に、性別や年齢といった過去の項目はむしろ改革のさまたげとなる。勤続年数や年齢は必ずしも職種の市場価値や貢献度とは連動しないため、能力レベルによる区分を設定し、調査の際に社員の働きぶりを良く知る事業者に記入させることで、性別や年齢よりも、市場価値や貢献度の方が重要であることを認識させ、習慣化する手助けとなると考える。	能力のレベルによる分類は、現状では他にそうした標準的な分類がないことから明確な基準を設けることが困難であり、回答者の主観に左右されると考えられることから、対応は困難と考える。
11	個別職種の詳細	職種番号253「その他の販売店員」の「含まれる職種の例」に「医薬品販売員（登録販売者）」を追記いただきたい。 （理由） 職種番号253「その他の販売店員」について、対応する日本標準職種分類323では、「医薬品販売員」が含まれているため。 一方、職種番号254「その他の商品販売従事者」の「含まれる職種の例」には「医薬品配置販売人」が記載されているところ、「医薬品販売員」が登録販売者を指すことを明確にするため。	御指摘のとおり医薬品販売員は類似職業があり紛らわしいため、職業区分案及び調査時に事業主に配布する職業解説に「医薬品販売員（登録販売者）」が職種番号253に含まれる旨を明記する。
12	個別職種の詳細	職種番号174「他に分類されない保健医療従事者」の「含まれる職種の例」のうち、「整骨師」を「柔道整復師」に修正いただきたい。 （理由） 職種の名称として、「整骨師」ではなく、国家資格である「柔道整復師」が適切であるため。	国家資格名に合わせ、「整骨師」を削除し「柔道整復師」とする。 なお、職種番号174には国家資格のない整体師等も含まれるため、分かりやすいよう例示として「柔道整復師」の他「整体師」も追加する。

※職種番号は、いずれも第１回賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループで提示した新職種区分案に対応する。

企業ヒアリングの概要

【第１回企業ヒアリング】

１　ヒアリング期間

平成 29 年 11～12 月

２　ヒアリング対象

薬学部卒業生を採用する企業（製薬会社、ドラッグストア等）　計４社

３　主なヒアリング事項

Ⅰ　６年制大学卒業者の格付けについて

〇大学の薬学部卒業者の初任給の格付け

〇薬学部に６年制が導入される前（４年制のみであったとき）に採用された者の状況

Ⅱ　専門学校の卒業者の格付け

〇専門学校卒業者の就学期間の把握状況

〇専門学校卒業者の初任給の格付け

Ⅲ　パートタイム労働者の労務管理について

〇パートタイム労働者の賃金管理の方法、最終学歴の管理（記録）状況

Ⅳ　職種・職歴の管理

〇前職及び採用後に従事した仕事の内容や経験年数の管理（記録）状況

【第２回企業ヒアリング】

１　期間

平成 30 年 10 月～平成 31 年１月

２　ヒアリング対象

建設業、製造業、運輸業，小売業、飲食サービス業，医療，福祉、労働者派遣業等の企業
計 35 社

３　主なヒアリング事項

Ⅰ　労働者の職種の区分について

〇事業所における職種区分及び職種区分による処遇の違い

〇新職種区分案に対する意見（労働者毎の職種を区分できるか、実際の業務の内容に照らしてなじむ区分となっているか　等）

Ⅱ　パートタイム労働者の労務管理について

〇パートタイム労働者の賃金管理の方法、最終学歴の管理（記録）状況

Ⅲ　職種・職歴の管理について

〇前職及び採用後に従事した仕事の内容や経験年数の管理（記録）状況

Ⅳ　外国人労働者の労務管理について

〇外国人労働者を雇用している場合、その雇用形態、在留資格

〇外国人労働者について、在留資格や国籍の管理状況

Ⅴ　その他

〇オンライン調査や本社一括調査の利用希望、望ましい調査のあり方について

賃金構造基本統計調査の新職種区分案

◆　職種一覧

対象：すべての労働者について記入

※複数の職種に該当する場合は、主な職種（就業時間の最も長い職種）を１つ記入してください。

※それぞれの職業の一般従事者と同じ仕事に従事する傍ら、管理的な性質の仕事にも従事している職場のリーダー、責任者等は、一般従事者の仕事に応じて決定します。ただし、Ａ管理的職業従事者、Ｂ専門的・技術的職業従事者に該当する者は、それぞれの大分類における職種とします。

※公的資格又はこれに準じた資格を要件とする仕事については、有資格者のみが該当します。これらの資格を要件としない仕事であって無資格の見習い、助手等が行う仕事については、その内容が本務者のものと類似している場合には本務者と同じ職種とします。

※[101 研究者][102～113 技術者]は、仕事を遂行するために通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とするものです。

Ａ管理的職業従事者

職種番号	職　種　名	代　表　例
051	管理的職業従事者	○部長、課長、支店長、工場長、駅長・区長 ×病院長（医師）(114)、大学学長(137)、 課長補佐や係長(201)～(208)など

Ｂ専門的・技術的職業従事者

職種番号	職　種　名	代　表　例
101	研究者	○研究機関・大学・企業の研究者、研究所長
102	電気･電子･電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）	○電気設計技術員、情報機器開発技術者、 半導体製品製造技術者、電気工事技術者 ×電気工事従事者(805)
103	機械技術者	○機械設計技術者、プラント設計技術者、機械技術士、 電気機械技術者、配管技術者（機械）
104	輸送用機器技術者	○自動車設計技術者、自動車製造技術者、 航空機技術者　　×航空機整備士(627)
105	金属技術者	○製鉄技術者、製鋼技術者、精錬技術者、金属技術士
106	化学技術者	○工業化学技術者、油脂化学技術者、化学技術士
107	建築技術者	○建築士、建築施工管理技術者、建設設計技術者、 建築現場監督 ×建設従事者(801)～(804)、(807)
108	土木技術者	○土木施工管理技術者、土木現場監督、建設技術士、上下水道技術士、道路技術者、河川土木技術者 ×土木従事者(806)
109	測量技術者	○測量士、測量士補、道路測量士
110	システムコンサルタント･設計者	○システムコンサルタント、システムアナリスト
111	ソフトウェア作成者	○社内システムエンジニア、プログラマー
112	その他の情報処理･通信技術者	○サーバー管理者、セキュリティ技術者、 電気通信主任技術者
113	他に分類されない技術者	○作業環境測定士、農業技術者、食品化学技術者
114	医師	○医師、病院長（医師）、診療所長（医師）

職種番号	職　種　名	代　表　例
115	歯科医師	○歯科医師、歯科医院長（歯科医師）
116	獣医師	○獣医師、動物病院長（獣医師）
117	薬剤師	○薬剤師　×薬学研究員(101)
118	保健師	○保健師
119	助産師	○助産師
120	看護師	○看護師、看護師長、訪問看護師 ×看護助手(403)
121	准看護師	○准看護師　×看護助手(403)
122	診療放射線技師	○診療放射線技師、診療エックス線技師
123	臨床検査技師	○臨床検査技師、衛生検査技師
124	理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，視能訓練士	○理学療法士、作業療法士、言語聴覚士，視能訓練士
125	歯科衛生士	○歯科衛生士
126	歯科技工士	○歯科技工士
127	栄養士	○栄養士、管理栄養士、栄養指導員 ×栄養教諭(134)～(136)
128	その他の保健医療従事者	○臨床工学技士、マッサージ師、はりきゅう師、 柔道整復師
129	保育士	○保育士　×幼稚園教諭(134)、保育補助者(414)
130	介護支援専門員（ケアマネージャー）	○ケアマネージャー
131	その他の社会福祉専門職業従事者	○福祉相談指導専門員、福祉施設指導専門員、 生活指導員、職業指導員、サービス管理責任者、 相談支援専門員（障害者施設）、ソーシャルワーカー ×介護職員（医療・福祉施設等）(401)
132	法務従事者	○弁護士、司法書士、弁理士
133	公認会計士，税理士	○公認会計士、会計士補、税理士
134	その他の経営・金融・保険専門職業従事者	○社会保険労務士、証券アナリスト、アクチュアリー、経営コンサルタント
135	幼稚園教員，保育教諭	○幼稚園の園長・教頭・教諭・講師、保育教諭 ×保育士(129)
136	小・中学校教員	○小学校・中学校の校長・教頭・教諭・講師
137	高等学校教員	○高等学校・中等教育学校の校長・教頭・教諭・講師
138	大学教授（高専含む）	○大学・大学院・短期大学・高専の教授 医師（大学教授）、歯科医師（大学教授）
139	大学准教授（高専含む）	○大学・大学院・短期大学・高専の准教授
140	大学講師，助教（高専含む）	○大学・大学院・短期大学・高専の講師、助教
141	その他の教員	○各種学校教員、専修学校教員、特別支援学校教諭、予備校・自動車学校教員
142	宗教家	○神父、神主、僧侶、住職
143	著述家，記者，編集者	○新聞記者、編集員
144	美術家，写真家，映像撮影者	○イラストレーター、写真記者 ×写真現像工(629)
145	デザイナー	○産業デザイナー（商品デザインなど）、 インテリアコーディネーター
146	音楽家，舞台芸術家	○ピアニスト、役者、ダンサー、ディレクター
147	個人教師	○ピアノ個人教師、塾講師（各種学校でないもの）
148	他に分類されない専門的職業従事者	○行政書士、不動産鑑定士、検数員、司書、通訳

Ｃ事務従事者

職種番号	職　種　名	代　表　例
201	一般事務従事者	○庶務・人事係事務員、企画・商品開発係事務員、秘書、受付・案内係事務員、広報係事務員、クラーク、医療事務員、企業情報管理士、仕事の内容が限定されず各種の事務の仕事に従事するもの
202	電話応接事務員	○コールセンターオペレーター、電話交換手、テレフォンアポインター、通信受付事務（電話）
203	会計事務従事者	○経理係事務員、税理士事務所の事務員、預貯金窓口事務員、物品調達係事務員 ×公認会計士(133)、税理士(133)
204	生産関連事務従事者	○生産管理事務員、出荷事務員
205	営業･販売事務従事者	○販売伝票記録員、営業事務員 ×営業職（訪問を行うもの）(304)～(308)
206	外勤事務従事者	○メーター検針員、公共料金集金人、市場調査員
207	運輸･郵便事務従事者	○運行管理者、配車係、郵便窓口係員
208	事務用機器操作員	○キーパンチャー、データ・エントリー装置操作員、電子計算機操作員、ＯＣＲ機器操作員

Ｄ販売従事者

職種番号	職　種　名	代　表　例
301	販売店員	○百貨店店員、総合スーパー店員、ショップ店員、コンビニ店員、主に商品の仕入・販売に従事している小売・卸売店主
302	その他の商品販売従事者	○街頭販売員、訪問販売員（商品携行）
303	販売類似職業従事者	○不動産仲介人、株式売買人、保険代理業務員、宝くじ販売人、自動車販売代理店主
304	自動車営業職業従事者	○自動車セールス員　×二輪車セールス員(305)
305	機械器具･通信･システム営業職業従事者(自動車を除く)	○二輪車セールス員、セールスエンジニア、システム営業職員　×自動車セールス員(304)
306	金融営業職業従事者	○銀行外務員、有価証券勧誘員
307	保険営業職業従事者	○保険セールス員、保険契約外交員
308	その他の営業職業従事者	○食料品ルートセールス員、不動産セールス員、医薬品販売外交員、広告取り

Ｅサービス職業従事者

職種番号	職　種　名	代　表　例
401	介護職員(医療･福祉施設等)	○介護職員（医療、福祉施設)、介護福祉士、ケアワーカー、生活支援員（障害者施設）
402	訪問介護従事者	○ホームヘルパー
403	看護助手	○看護助手、看護補助者
404	その他の保健医療サービス職業従事者	○歯科助手、動物看護師、鍼灸師助手
405	理容･美容師	○理容師、美容師　　×トリマー(414)
406	クリーニング職, 洗張職	○クリーニング職、染み抜き工
407	美容サービス(美容師を除く)･浴場従事者	○エステティシャン、ネイリスト、温泉浴場従事者

職種番号	職　種　名	代　表　例
408	飲食物調理従事者	○飲食店の料理人、給食調理人、バーテンダー、 板前、飲食店主（自ら飲食物の調理を行う）
409	飲食物給仕従事者	○飲食店ホール係、ウエイター・ウエイトレス、 ファーストフード店店員、 飲食店主（自ら飲食物の調理を行わない）
410	航空機客室乗務員	○キャビンアテンダント、フライトアテンダント
411	身の回り世話従事者	○旅館・ホテルの接客係、客室係、仲居
412	娯楽場等接客員	○動物園出札係、パチンコ店店員、キャディー、 映画館案内係、娯楽場アナウンサー、接客社交係
413	居住施設･ビル等管理人	○マンション・ビル・駐車場などの管理人、 駐車場誘導員
414	その他のサービス職業従事者	○レンタルショップ店員、葬儀作業者、トリマー、 旅行添乗員、ビラ配り人、ポスティング人、 保育補助者、便利屋、巫女

Ｆ保安職業従事者

職種番号	職　種　名	代　表　例
501	警備員	○守衛、警備員、夜警員
502	その他の保安職業従事者	○交通誘導員、建設現場誘導員、プール監視員

Ｇ農林漁業従事者

職種番号	職　種　名	代　表　例
551	農林漁業従事者	○間伐作業者、植林作業員、漁師、造園師

※H生産工程従事者のうち製品製造･加工処理従事者(601～617)及び機械組立従事者(618～621)には、装置、プラント、産業用ロボット等の自動化された生産設備を操作して、生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整等の制御･監視の仕事に従事するものも含まれます。

Ｈ生産工程従事者

職種番号	職　種　名	代　表　例
601	製銑･製鋼･非鉄金属製錬従事者	○製銑工、精錬工、製鋼工
602	鋳物製造･鍛造従事者	○鋳物工、鍛造工、鋳造工、鋳型工
603	金属工作機械作業従事者	○旋盤工、フライス盤工　※608 を除く
604	金属プレス従事者	○金属プレス工　※606 を除く
605	鉄工, 製缶従事者	○鉄骨工、橋りょう工、製缶工
606	板金従事者	○板金工、板金加工職
607	金属彫刻･表面処理従事者	○めっき工、研磨工、バフ磨工
608	金属溶接･溶断従事者	○アーク溶接工、ガス溶接工　※605 を除く
609	その他の製品製造･加工処理従事者(金属製品)	○針・ばね・金属ねじ製造工、はんだ付工
610	化学製品製造従事者	○化学薬品製造工、化学繊維製造工、石油精製工、紡糸工 ×プラスチック製品製造工(616)
611	窯業･土石製品製造従事者	○ガラス製品製造工、陶器製造工、石工、 石切工、石積工、コンクリートブロック製造工
612	食料品･飲料･たばこ製造従事者	○食料品・飲料・酒類製造工、水産物処理加工者

職種番号	職　種　名	代　表　例
		×飲食店の調理師や料理人(408)
613	紡織・衣服・繊維製品製造従事者	○紡績工、ねん糸工、ミシン工、精紡工、仕立工 ×化学繊維製造工(610)
614	木・紙製品製造従事者	○チップ選別工、家具製造工、木型工、建具工、製紙工
615	印刷・製本従事者	○オフセット印刷工、製本工、製版工、印刷写真工
616	ゴム・プラスチック製品製造従事者	○タイヤ製造・修理工、合成樹脂製品生計工 ×タイヤ整備士(623)
617	その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	○がん具組立・加工作業員、靴製造工、靴修理工 内張工、かばん製造工、バッグ製造工
618	はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	○エンジン組立工、機械調整工、機械据付工
619	電気機械器具組立従事者	○発電機組立工、電子回路基板製造工、通信機組立工
620	自動車組立従事者	○車体組立工、部品組立工、エンジン取付工
621	その他の機械組立従事者	○電車組立工、時計組立・調整工、レンズ工、 計量計測機器・光学機器組立工
622	はん用・生産用・業務用機械器具、電気機械器具整備・修理従事者	○電気機械修理工、機械保全工、機械分解工、 内燃機関修理工
623	自動車整備・修理従事者	○自動車整備工、自動車修理工 ×自動車塗装工(628)、タイヤ修理工(616)
624	その他の機械整備・修理従事者	○電車修理工、自転車修理工、時計修理工
625	製品検査従事者(金属製品)	○鋳物製品検査工、金属製品検査工、プレス検査工
626	製品検査従事者(金属製品を除く)	○化学製品検査工、繊維製品検査工、検瓶工、仕上検査工
627	機械検査従事者	○工作機械検査工、ポンプ検査工、電気製品検査工、電気部品検査工、自動車検査工、時計検査工、 輸送機械検査工、レンズ検査工
628	画工，塗装・看板制作従事者	○アニメーター、塗装工、看板製作工、 自動車塗装工、船体塗装工
629	製図その他生産関連・類似作業従事者	○写真現像工、製図工、ＣＡＤオペレーター、舞台照明係

Ⅰ輸送・機械運転従事者

職種番号	職　種　名	代　表　例
701	鉄道運転従事者	○電車運転士、モノレール運転士
702	バス運転者	○営業用・自家用・送迎・スクール・貸切・乗合・ マイクロバス運転者
703	タクシー運転者	○タクシー運転者　×代行運転者(704)
704	乗用自動車運転者(タクシー運転者を除く)	○送迎運転者、役員運転者、代行運転者
705	営業用大型貨物自動車運転者	○営業用大型トラック運転者、ミキサー車運転者、 バキュームカー運転者、トレーラー運転者、 タンクローリー運転者
706	営業用貨物自動車運転者(大型車を除く)	○営業用普通トラック運転者、塵芥収集車、郵便運送自動車
707	自家用貨物自動車運転者	○自家用トラック運転者
708	その他の自動車運転従事者	○宣伝カー運転者、レッカー車運転者、清掃車運転者
709	航空機操縦士	○パイロット、航空機関士
710	車掌	○列車車掌、バス車掌
711	他に分類されない輸送従事者	○駅構内係、フォークリフト運転者
712	発電員，変電員	○発電員、変電員、送電員、発電保守員、変電保守員 ×電気工事作業者(805)

職種番号	職　種　名	代　表　例
713	クレーン･ウインチ運転従事者	○クレーン運転操作工、コンベアー運転工
714	建設･さく井機械運転従事者	○ドラグショベル運転工、トラッククレーン運転工、コンクリート舗装機械運転工
715	その他の定置･建設機械運転従事者	○エレベーター機械係、クレーン合図員、玉掛工、リフト運転員、ごみ処理プラント操作員

Ｊ建設・採掘従事者

職種番号	職　種　名	代　表　例
801	建設躯体工事従事者	○型枠大工、木製型枠工、型枠解体工、とび職、杭打工、取り壊し作業員、鉄筋切断工、鉄筋組立工 ×コンクリート鉄筋工（製品製造）(609)
802	大工	○大工、宮大工　　×船大工や家具大工(614)
803	配管従事者	○配管工、給排水衛生配管工、冷暖房工
804	その他の建設従事者	○左官、壁塗り工、モルタル塗り工、屋根ふき工、はつり工、防水工、保温工、保冷工、内装仕上工
805	電気工事従事者	○電気工事作業者、通信線配線工、電気工事士、電気保安工、電気設備工 ×電気工事技術者(102)、発電員や変電員(712)
806	土木従事者，鉄道線路工事従事者	○土木作業員、コンクリート打工、アスファルト舗装作業員、線路工事作業者 ×土木技術者(108)
807	ダム･トンネル掘削従事者，採掘従事者	○ダム・トンネル掘削工、採石工、発破員、砂利採取員

Ｋ運搬・清掃・包装等従事者

職種番号	職　種　名	代　表　例
901	船内･沿岸荷役従事者	○船内荷役作業者、港湾荷役作業者、上屋、フォアマン
902	その他の運搬従事者	○引越作業員、倉庫作業員、リサイクル品回収人（回収のみ）、牛乳・新聞配達人、宅配配達人、郵便配達員、荷造工、自動販売機商品補充員
903	ビル･建物清掃員	○ビル清掃員、建物ガラス拭き作業員、床磨き作業員
904	清掃員（ビル･建物を除く），廃棄物処理従事者	○公園清掃員、消毒作業員、ごみ収集作業員、列車清掃員
905	包装従事者	○ラッピング作業者、ラベル貼り作業者、箱詰作業者（包装） ×箱詰作業員（荷造）(902)
906	他に分類されない運搬･清掃･包装等従事者	○公園草取作業員、学校用務員、貨物自動車助手、食器洗い人（調理見習いでないもの）

日本標準職業分類、国勢調査の職業分類と賃金構造基本統計調査の新職種区分案の対応表

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇用者数（C～T、ただしSを除く）	
		58,890,810	44,525,050	
A 管理的職業従事者	**A管理的職業従事者**	1,447,190	172,980	**A管理的職業従事者**
01 管理的公務員	01 管理的公務員	57,480	9,810	
01a 管理的公務員	011 議会議員 012 管理的国家公務員 013 管理的地方公務員	57,480	9,810	対象外
02 法人・団体役員	02 法人・団体役員	1,151,720	0	
021 会社役員	021 会社役員	1,094,760	0	対象外
02a その他の法人・団体役員	022 独立行政法人等役員 029 その他の法人・団体役員	56,960	0	
03 その他の管理的職業従事者	03 法人・団体管理職員 04 その他の管理的職業従事者	237,990	163,170	
03a 法人・団体管理的職業従事者	031 会社管理職員 032 独立行政法人等職員 039 その他の法人・団体管理職員	162,200	161,650	051 管理的職業従事者
049 他に分類されない管理的職業従事者	049 その他の管理的職業従事者	75,790	1,530	

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇用者数（C～T、ただしSを除く）	
		58,890,810	44,525,050	
B 専門的・技術的職業従事者	**B 専門的・技術的職業従事者**	9,337,200	7,875,080	**B 専門的・技術的職業従事者**
05 研究者	05 研究者	114,940	111,670	
051 自然科学系研究者	051 自然科学系研究者	108,870	106,130	101 研究者
052 人文・社会科学系等研究者	052 人文・社会科学系等研究者	6,080	5,550	
06 技術者	06 農林水産技術者 07 製造技術者（開発） 08 製造技術者（開発を除く） 09 建築・土木・測量技術者 10 情報処理・通信技術者	2,379,060	2,112,120	
06a 農林水産・食品技術者	061 農林水産技術者 071 食品技術者（開発） 081 食品技術者（開発を除く）	49,860	42,980	
07a 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）	072 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発） 082 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発を除く）	295,260	275,030	102 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）
07c 機械技術者	073 機械技術者（開発） 083 機械技術者（開発を除く）	245,890	224,930	103 機械技術者
07d 輸送用機器技術者	074 自動車技術者（開発） 075 輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発） 084 自動車技術者（開発を除く） 085 輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発を除く）	129,070	127,410	104 輸送用機器技術者
07e 金属技術者	076 金属技術者（開発） 086 金属技術者（開発を除く）	24,790	23,870	105 金属技術者
07f 化学技術者	077 化学技術者（開発） 087 化学技術者（開発を除く）	84,470	82,690	106 化学技術者
091 建築技術者	091 建築技術者	235,190	147,130	107 建築技術者
09a 土木・測量技術者	092 土木技術者	240,010	189,700	108 土木技術者
	093 測量技術者			109 測量技術者
10a システムコンサルタント・設計者	101 システムコンサルタント 102 システム設計者 103 情報処理プロジェクトマネージャ	564,610	528,030	110 システムコンサルタント・設計者
104 ソフトウェア作成者	104 ソフトウェア作成者	260,230	237,660	111 ソフトウェア作成者
10c その他の情報処理・通信技術者	105 システム運用管理者 106 通信ネットワーク技術者 109 その他の情報処理・通信技術者	176,120	166,160	112 その他の情報処理・通信技術者
11a その他の技術者	079 その他の製造技術者（開発） 089 その他の製造技術者（開発を除く） 119 その他の技術者	73,570	66,530	113 他に分類されない技術者

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇用者数（C～T、ただしSを除く）	
		58,890,810	44,525,050	
12 保健医療従事者	12 医師，歯科医師，獣医師，薬剤師 13 保健師，助産師，看護師 14 医療技術者 15 その他の保健医療従事者	2,805,360	2,439,700	
121 医師	121 医師	275,250	191,940	114 医師
122 歯科医師	122 歯科医師	95,320	29,250	115 歯科医師
123 獣医師	123 獣医師	23,000	11,420	116 獣医師
124 薬剤師	124 薬剤師	218,740	190,860	117 薬剤師
131 保健師	131 保健師	39,530	23,030	118 保健師
132 助産師	132 助産師	25,650	24,060	119 助産師
133 看護師（准看護師を含む）	133 看護師（准看護師を含む）	1,300,060	1,283,380	120 看護師 121 准看護師
141 診療放射線技師	141 診療放射線技師	50,480	50,110	122 診療放射線技師
143 臨床検査技師	143 臨床検査技師	76,480	75,920	123 臨床検査技師
144 理学療法士，作業療法士	144 理学療法士，作業療法士	143,490	142,060	124 理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，視能訓練士
145 視能訓練士，言語聴覚士	145 視能訓練士，言語聴覚士	19,210	18,860	
146 歯科衛生士	146 歯科衛生士	106,890	101,690	125 歯科衛生士
147 歯科技工士	147 歯科技工士	42,790	22,050	126 歯科技工士
151 栄養士	151 栄養士	114,370	109,130	127 栄養士
152 あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師	152 あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師	119,920	48,750	128 その他の保健医療従事者
15a その他の保健医療従事者	159 他に分類されない保健医療従事者 142 臨床工学技士	154,170	117,160	
16 社会福祉専門職業従事者	16 社会福祉専門職業従事者	1,013,210	959,310	
163 保育士	163 保育士	542,600	536,760	129 保育士
16a その他の社会福祉専門職業従事者	161 福祉相談指導専門員 162 福祉施設指導専門員 169 その他の社会福祉専門職業従事者	470,610	422,550	130 介護支援専門員（ｹｱﾏﾈｰｼﾞｬｰ） 131 その他の社会福祉専門職業従事者
17 法務従事者	17 法務従事者	79,460	12,880	
17a 裁判官，検察官，弁護士	171 裁判官 172 検察官 173 弁護士	29,520	4,210	対象外
17c 弁理士，司法書士	174 弁理士 175 司法書士	25,260	6,480	132 法務従事者
179 その他の法務従事者	179 その他の法務従事者	24,680	2,190	

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇用者数（C～T、ただしSを除く）	
		58,890,810	44,525,050	
18 経営・金融・保険専門職業従事者	18 経営・金融・保険専門職業従事者	160,670	64,130	
181 公認会計士	181 公認会計士	17,770	10,720	133 公認会計士，税理士
182 税理士	182 税理士	59,770	10,970	
183 社会保険労務士	183 社会保険労務士	19,310	3,290	134 その他の経営・金融・保険専門職業従事者
18a その他の経営・金融・保険専門職業従事者	184 金融・保険専門職業従事者 189 その他の経営・金融・保険専門職業従事者	63,810	39,150	
19 教員	19 教員	1,399,290	1,384,910	
191 幼稚園教員	191 幼稚園教員	112,260	108,550	135 幼稚園教員，保育教諭
192 小学校教員	192 小学校教員	411,810	410,160	136 小･中学校教員
193 中学校教員	193 中学校教員	236,740	235,870	
19a 高等学校教員	194 高等学校教員 195 中等教育学校教員	274,540	273,160	137 高等学校教員
196 特別支援学校教員	196 特別支援学校教員	73,820	73,470	
19c 大学教員	197 高等専門学校教員 198 大学教員	179,830	178,170	138 大学教授（高専含む） 139 大学准教授（高専含む） 140 大学講師，助教（高専含む）
199 その他の教員	199 その他の教員	110,280	105,530	141 その他の教員
20 宗教家	20 宗教家	115,840	48,020	
201 宗教家	201 宗教家	115,840	48,020	142 宗教家
21 著述家，記者，編集者	21 著述家，記者，編集者	104,030	65,330	
211 著述家	211 著述家	25,290	3,610	143 著述家，記者，編集者
212 記者，編集者	212 記者，編集者	78,730	61,710	
22 美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者	22 美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者	295,610	160,350	
22a 彫刻家，画家，工芸美術家	221 彫刻家 222 画家，書家 223 工芸美術家	37,820	4,670	144 美術家，写真家，映像撮影者
224 デザイナー	224 デザイナー	193,830	124,170	145 デザイナー
225 写真家，映像撮影者	225 写真家，映像撮影者	63,970	31,510	
23 音楽家，舞台芸術家	23 音楽家，舞台芸術家	77,140	42,250	
231 音楽家	231 音楽家	23,180	7,570	146 音楽家，舞台芸術家
23a 舞踊家，俳優，演出家，演芸家	232 舞踊家 233 俳優 234 演出家 235 演芸家	53,960	34,680	

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇用者数（C～T、ただしSを除く）	
		58,890,810	44,525,050	
24 その他の専門的職業従事者	24 その他の専門的職業従事者	792,580	474,400	
24a 図書館司書，学芸員	241 図書館司書 242 学芸員	27,860	27,000	
24n 個人教師（音楽）	244 個人教師	70,330	18,140	147 個人教師
24p 個人教師（舞踊，俳優，演出，演芸）		21,090	7,330	
24r 個人教師（スポーツ）		103,060	78,800	
24s 個人教師（学習指導）		192,040	140,110	
24t 個人教師（他に分類されないもの）		105,940	46,430	
245 職業スポーツ従事者	245 職業スポーツ従事者	11,230	4,270	
246 通信機器操作従事者	246 通信機器操作従事者	17,020	15,000	148 他に分類されない専門的職業従事者
24c 他に分類されない専門的職業従事者	243 カウンセラー（医療・福祉施設を除く） 249 他に分類されない専門的職業従事者	243,990	137,320	

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇用者数（C～T、ただしSを除く）	
		58,890,810	44,525,050	
C 事務従事者	**C 事務従事者**	11,446,270	9,443,550	**C 事務従事者**
25 一般事務従事者	25 一般事務従事者	8,059,800	6,505,420	
25a 庶務・人事事務員	251 庶務事務員 252 人事事務員	1,237,780	1,048,380	201 一般事務従事者
254 受付・案内事務員	254 受付・案内事務員	388,190	337,510	
256 電話応接事務員	256 電話応接事務員	256,850	245,710	202 電話応接事務員
257 総合事務員	257 総合事務員	2,769,550	2,450,150	
25c その他の一般事務従事者	253 企画事務員 255 秘書 259 その他の一般事務従事者	3,407,430	2,423,670	
26 会計事務従事者	26 会計事務従事者	1,486,140	1,162,720	
26a 会計事務従事者	261 現金出納事務員 262 預・貯金窓口事務員 263 経理事務員 269 その他の会計事務従事者	1,486,140	1,162,720	203 会計事務従事者
27 生産関連事務従事者	27 生産関連事務従事者	525,370	514,170	
27a 生産関連事務従事者	271 生産現場事務員 272 出荷・受荷事務員	525,370	514,170	204 生産関連事務従事者
28 営業・販売事務従事者	28 営業・販売事務従事者	695,070	660,590	
28a 営業・販売事務従事者	281 営業・販売事務員 289 その他の営業・販売事務従事者	695,070	660,590	205 営業・販売事務従事者
29 外勤事務従事者	29 外勤事務従事者	102,070	52,560	
291 集金人	291 集金人	25,480	20,560	
292 調査員	292 調査員	37,240	5,200	206 外勤事務従事者
299 その他の外勤事務従事者	299 その他の外勤事務従事者	39,350	26,800	
30 運輸・郵便事務従事者	30 運輸・郵便事務従事者	354,230	344,270	
30a 運輸事務員	301 旅客・貨物係事務員 302 運行管理事務員	206,550	199,930	207 運輸・郵便事務従事者
303 郵便事務員	303 郵便事務員	147,680	144,340	
31 事務用機器操作員	31 事務用機器操作員	223,590	203,810	
311 パーソナルコンピュータ操作員	311 パーソナルコンピュータ操作員	59,930	54,300	
312 データ・エントリー装置操作員	312 データ・エントリー装置操作員	143,180	131,160	
31a その他の事務用機器操作員	313 電子計算機オペレーター（パーソナルコンピュータを除く） 319 その他の事務用機器操作員	20,480	18,350	208 事務用機器操作員

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇用者数（C～T、ただしSを除く）	
		58,890,810	44,525,050	
D 販売従事者	**D 販売従事者**	7,315,740	6,127,150	**D 販売従事者**
32 商品販売従事者	32 商品販売従事者	3,953,310	3,284,290	
321 小売店主・店長	321 小売店主・店長	378,060	63,680	
322 卸売店主・店長	322 卸売店主・店長	49,930	1,810	
323 販売店員	323 販売店員	3,437,750	3,167,760	301 販売店員
324 商品訪問・移動販売従事者	324 商品訪問・移動販売従事者	31,940	12,270	
325 再生資源回収・卸売従事者	325 再生資源回収・卸売従事者	22,700	11,790	302 その他の商品販売従事者
326 商品仕入外交員	326 商品仕入外交員	32,940	26,980	
33 販売類似職業従事者	33 販売類似職業従事者	376,470	163,850	
331 不動産仲介・売買人	331 不動産仲介・売買人	74,890	36,880	
332 保険代理・仲立人（ブローカー）	332 保険代理・仲立人（ブローカー）	30,490	5,930	
33a その他の販売類似職業従事者	333 有価証券売買・仲立人，金融仲立人 334 質屋店主・店員 339 その他の販売類似職業従事者	271,090	121,040	303 販売類似職業従事者
34 営業職業従事者	34 営業職業従事者	2,985,960	2,679,010	
343 医薬品営業職業従事者	343 医薬品営業職業従事者	100,700	98,640	
34a 機械器具・通信・システム営業職業従事者	344 機械器具営業職業従事者（通信機械器具を除く） 345 通信・システム営業職業従事者	621,130	576,200	304 自動車営業職業従事者 305 機械器具・通信・システム営業職業従事者（自動車を除く）
346 金融・保険営業職業従事者	346 金融・保険営業職業従事者	484,260	456,380	306 金融営業職業従事者 307 保険営業職業従事者
347 不動産営業職業従事者	347 不動産営業職業従事者	122,230	99,810	
34c その他の営業職業従事者	341 食料品営業職業従事者 342 化学品営業職業従事者 349 その他の営業職業従事者	1,657,640	1,447,990	308 その他の営業職業従事者

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇用者数（C～T、ただしSを除く）	
		58,890,810	44,525,050	
E サービス職業従事者	**E サービス職業従事者**	6,886,390	5,698,380	**E サービス職業従事者**
35 家庭生活支援サービス職業従事者	35 家庭生活支援サービス職業従事者	23,450	12,660	
351 家政婦（夫），家事手伝い	351 家政婦（夫），家事手伝い	11,070	5,010	
359 その他の家庭生活支援サービス職業従事者	359 その他の家庭生活支援サービス職業従事者	12,380	7,650	
36 介護サービス職業従事者	36 介護サービス職業従事者	1,552,410	1,533,590	
361 介護職員（医療・福祉施設等）	361 介護職員（医療・福祉施設等）	1,262,250	1,248,900	401 介護職員（医療・福祉施設等）
362 訪問介護従事者	362 訪問介護従事者	290,160	284,690	402 訪問介護従事者
37 保健医療サービス職業従事者	37 保健医療サービス職業従事者	324,610	310,270	
371 看護助手	371 看護助手	141,740	140,610	403 看護助手
37a その他の保健医療サービス職業従事者	372 歯科助手 379 その他の保健医療サービス職業従事者	182,870	169,660	404 その他の保健医療サービス職業従事者
38 生活衛生サービス職業従事者	38 生活衛生サービス職業従事者	790,320	394,040	
381 理容師	381 理容師	168,550	29,900	405 理容・美容師
382 美容師	382 美容師	350,130	169,730	
383 美容サービス従事者（美容師を除く）	383 美容サービス従事者（美容師を除く）	115,660	78,870	407 美容サービス（美容師を除く）・浴場従事者
384 浴場従事者	384 浴場従事者	41,150	35,000	
38a クリーニング職，洗張職	385 クリーニング職 386 洗張職	114,830	80,530	406 クリーニング職，洗張職
39 飲食物調理従事者	39 飲食物調理従事者	1,846,130	1,441,420	
391 調理人	391 調理人	1,838,610	1,437,300	408 飲食物調理従事者
392 バーテンダー	392 バーテンダー	7,520	4,120	
40 接客・給仕職業従事者	40 接客・給仕職業従事者	1,562,500	1,342,560	
401 飲食店主・店長	401 飲食店主・店長	125,830	32,680	409 飲食物給仕従事者
402 旅館主・支配人	402 旅館主・支配人	25,460	7,800	411 身の回り世話従事者
40a 飲食物給仕・身の回り世話従事者	403 飲食物給仕従事者 404 身の回り世話従事者	960,240	872,720	409 飲食物給仕従事者 410 航空機客室乗務員 411 身の回り世話従事者
40c 接客社交従事者	405 接客社交従事者 406 芸者，ダンサー	28,160	24,270	412 娯楽場等接客員
407 娯楽場等接客員	407 娯楽場等接客員	422,820	405,090	
41 居住施設・ビル等管理人	41 居住施設・ビル等管理人	256,380	195,370	
41a マンション・アパート・下宿・寄宿舎・寮管理人	411 マンション・アパート・下宿管理人 412 寄宿舎・寮管理人	150,590	119,240	413 居住施設・ビル等管理人
413 ビル管理人	413 ビル管理人	47,840	36,260	
414 駐車場管理人	414 駐車場管理人	57,940	39,870	
42 その他のサービス職業従事者	42 その他のサービス職業従事者	530,580	468,500	
421 旅行・観光案内人	421 旅行・観光案内人	17,260	14,360	414 その他のサービス職業従事者
422 物品一時預り人	422 物品一時預り人	1,680	1,150	
423 物品賃貸人	423 物品賃貸人	70,340	64,770	
424 広告宣伝員	424 広告宣伝員	28,610	23,950	
425 葬儀師，火葬作業員	425 葬儀師，火葬作業員	46,910	41,670	
429 他に分類されないサービス職業従事者	429 他に分類されないサービス職業従事者	365,770	322,590	

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇用者数（C～T、ただしSを除く）	
		58,890,810	44,525,050	
F 保安職業従事者	**F 保安職業従事者**	1,095,480	428,010	**F 保安職業従事者**
43 保安職業従事者	43 自衛官 44 司法警察職員 45 その他の保安職業従事者	1,095,480	428,010	
43a 自衛官	431 陸上自衛官 432 海上自衛官 433 航空自衛官 434 防衛大学校・防衛医科大学校学生	231,440	5,490	対象外
44a 警察官，海上保安官	441 警察官 442 海上保安官	252,600	2,800	
44c 看守，その他の司法警察職員	449 その他の司法警察職員 451 看守	14,750	0	
452 消防員	452 消防員	148,240	2,530	
453 警備員	453 警備員	370,730	356,260	501 警備員
459 他に分類されない保安職業従事者	459 他に分類されない保安職業従事者	77,720	60,910	502 その他の保安職業従事者
G 農林漁業従事者	**G 農林漁業従事者**	2,172,370	404,430	**G 農林漁業従事者**
46 農業従事者	46 農業従事者	1,984,930	328,150	
461 農耕従事者	461 農耕従事者	1,686,640	183,920	551 農林漁業従事者
462 養畜従事者	462 養畜従事者	161,160	66,290	
463 植木職，造園師	463 植木職，造園師	131,320	73,850	
469 その他の農業従事者	469 その他の農業従事者	5,810	4,100	
47 林業従事者	47 林業従事者	45,440	32,960	
471 育林従事者	471 育林従事者	19,400	14,270	
472 伐木・造材・集材従事者	472 伐木・造材・集材従事者	20,910	15,790	
479 その他の林業従事者	479 その他の林業従事者	5,130	2,900	
48 漁業従事者	48 漁業従事者	142,000	43,310	
481 漁労従事者	481 漁労従事者	76,050	24,830	
482 船長・航海士・機関長・機関士（漁労船）	482 船長・航海士・機関長・機関士（漁労船）	9,440	3,150	
483 海藻・貝採取従事者	483 海藻・貝採取従事者	14,280	750	
484 水産養殖従事者	484 水産養殖従事者	37,860	13,260	
489 その他の漁業従事者	489 その他の漁業従事者	4,370	1,330	

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇用者数（C～T、ただしSを除く）	
		58,890,810	44,525,050	
H 生産工程従事者	**H 生産工程従事者**	7,679,870	6,610,100	**H 生産工程従事者**
49 製品製造・加工処理従事者（金属製品）	49 生産設備制御・監視従事者（金属製品） 52 製品製造・加工処理従事者（金属製品）	1,149,350	984,340	
49a 製銑・製鋼・非鉄金属製錬従事者	491 製銑・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員 521 製銑・製鋼・非鉄金属製錬従事者	38,200	36,990	601 製銑・製鋼・非鉄金属製錬従事者
49c 鋳物製造・鍛造従事者	492 鋳物製造・鍛造設備制御・監視員 522 鋳物製造・鍛造従事者	43,810	40,920	602 鋳物製造・鍛造従事者
49d 金属工作機械作業従事者	493 金属工作設備制御・監視員 523 金属工作機械作業従事者	161,930	138,570	603 金属工作機械作業従事者
49e 金属プレス従事者	494 金属プレス設備制御・監視員 524 金属プレス従事者	69,300	62,050	604 金属プレス従事者
49f 鉄工，製缶従事者	495 鉄工・製缶設備制御・監視員 525 鉄工，製缶従事者	53,040	42,390	605 鉄工，製缶従事者
49g 板金従事者	496 板金設備制御・監視員 526 板金従事者	83,860	51,520	606 板金従事者
49h 金属彫刻・表面処理従事者	497 金属彫刻・表面処理設備制御・監視員 527 金属彫刻・表面処理従事者	38,900	34,790	607 金属彫刻・表面処理従事者
49i 金属溶接・溶断従事者	498 金属溶接・溶断設備制御・監視員 528 金属溶接・溶断従事者	182,320	157,120	608 金属溶接・溶断従事者
49j その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）	499 その他の生産設備制御・監視従事者（金属製品） 529 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）	477,990	420,000	609 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）
50 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	50 生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く） 53 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	3,086,520	2,567,630	
50a 化学製品製造従事者	501 化学製品生産設備制御・監視員 531 化学製品製造従事者	203,680	198,820	610 化学製品製造従事者
50c 窯業・土石製品製造従事者	502 窯業・土石製品生産設備制御・監視員 532 窯業・土石製品製造従事者	151,800	122,200	611 窯業・土石製品製造従事者
50d 食料品製造従事者	503 食料品生産設備制御・監視員 533 食料品製造従事者	1,236,720	1,099,710	612 食料品・飲料・たばこ製造従事者
50e 飲料・たばこ製造従事者	504 飲料・たばこ生産設備制御・監視員 534 飲料・たばこ製造従事者	44,110	40,090	
50f 紡織・衣服・繊維製品製造従事者	505 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員 535 紡織・衣服・繊維製品製造従事者	323,990	222,530	613 紡織・衣服・繊維製品製造従事者
50g 木・紙製品製造従事者	506 木・紙製品生産設備制御・監視員 536 木・紙製品製造従事者	302,120	224,980	614 木・紙製品製造従事者
50h 印刷・製本従事者	507 印刷・製本設備制御・監視員 537 印刷・製本従事者	208,280	180,120	615 印刷・製本従事者
50i ゴム・プラスチック製品製造従事者	508 ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員 538 ゴム・プラスチック製品製造従事者	300,770	271,140	616 ゴム・プラスチック製品製造従事者
50j その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	509 その他の生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く） 539 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	315,070	208,040	617 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇用者数（C～T、ただしSを除く）	
		58,890,810	44,525,050	
51 機械組立従事者	51 機械組立設備制御・監視従事者 54 機械組立従事者	1,270,410	1,198,450	
51a はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	511 はん用・生産用・業務用機械器具組立設備制御・監視員 541 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	329,800	305,610	618 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者
51c 電気機械器具組立従事者	512 電気機械器具組立設備制御・監視員 542 電気機械器具組立従事者	500,490	473,120	619 電気機械器具組立従事者
51d 自動車組立従事者	513 自動車組立設備制御・監視員 543 自動車組立従事者	333,160	324,350	620 自動車組立従事者
51e 輸送機械組立従事者（自動車を除く）	514 輸送機械組立設備制御・監視員（自動車を除く） 544 輸送機械組立従事者（自動車を除く）	55,430	47,160	621 その他の機械組立従事者
51f 計量計測機器・光学機械器具組立従事者	515 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員 545 計量計測機器・光学機械器具組立従事者	51,530	48,210	
55 機械整備・修理従事者	55 機械整備・修理従事者	952,480	780,540	
551 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者	551 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者	373,870	336,540	622 はん用・生産用・業務用機械器具、電気機械器具整備・修理従事者
552 電気機械器具整備・修理従事者	552 電気機械器具整備・修理従事者	100,600	78,020	
553 自動車整備・修理従事者	553 自動車整備・修理従事者	405,230	304,630	623 自動車整備・修理事業者
554 輸送機械整備・修理従事者（自動車を除く）	554 輸送機械整備・修理従事者（自動車を除く）	59,800	52,380	624 その他の機械整備・修理従事者
555 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者	555 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者	12,980	8,970	
56 製品検査従事者	56 製品検査従事者 57 製品検査従事者（金属製品を除く）	354,990	343,180	
56a 金属製品検査従事者	561 金属材料検査従事者 562 金属加工・溶接・溶断検査従事者	78,180	75,880	625 製品検査従事者（金属製品）
571 化学製品検査従事者	571 化学製品検査従事者	36,760	36,540	626 製品検査従事者（金属製品を除く）
572 窯業・土石製品検査従事者	572 窯業・土石製品検査従事者	20,720	20,070	
573 食料品検査従事者	573 食料品検査従事者	48,650	48,040	
574 飲料・たばこ検査従事者	574 飲料・たばこ検査従事者	5,200	5,140	
575 紡織・衣服・繊維製品検査従事者	575 紡織・衣服・繊維製品検査従事者	29,600	27,770	
576 木・紙製品検査従事者	576 木・紙製品検査従事者	12,990	12,570	
577 印刷・製本検査従事者	577 印刷・製本検査従事者	13,570	13,030	
578 ゴム・プラスチック製品検査従事者	578 ゴム・プラスチック製品検査従事者	78,130	75,150	
579 その他の製品検査従事者	579 その他の製品検査従事者（金属製品を除く）	31,190	28,980	

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇用者数（C～T、ただしSを除く）	
		58,890,810	44,525,050	
58 機械検査従事者	58 機械検査従事者	279,160	273,730	
581 はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者	581 はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者	52,000	50,940	627 機械検査従事者
582 電気機械器具検査従事者	582 電気機械器具検査従事者	125,490	122,920	
583 自動車検査従事者	583 自動車検査従事者	77,580	76,230	
584 輸送機械検査従事者（自動車を除く）	584 輸送機械検査従事者（自動車を除く）	10,360	10,270	
585 計量計測機器・光学機械器具検査従事者	585 計量計測機器・光学機械器具検査従事者	13,740	13,360	
59 生産関連・生産類似作業従事者	59 生産関連・生産類似作業従事者	586,950	462,250	
59n 画工，塗装・看板制作従事者	591 生産関連作業従事者	240,200	152,750	628 画工，塗装・看板制作従事者
59p 生産関連作業従事者（画工，塗装・看板制作を除く）		285,670	256,620	629 製図その他生産関連・類似作業従事者
592 生産類似作業従事者	592 生産類似作業従事者	61,080	52,870	

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇用者数（C～T、ただしSを除く）	
		58,890,810	44,525,050	
I 輸送・機械運転従事者	**I 輸送・機械運転従事者**	2,047,270	1,888,920	**I 輸送・機械運転従事者**
60 鉄道運転従事者	60 鉄道運転従事者	36,810	36,610	
60a 鉄道運転従事者	601 電車運転士 609 その他の鉄道運転従事者	36,810	36,610	701 鉄道運転従事者
61 自動車運転従事者	61 自動車運転従事者	1,503,760	1,376,310	
61a 自動車運転従事者	611 バス運転者	1,503,760	1,376,310	702 バス運転者
	612 乗用自動車運転者			703 タクシー運転者 704 乗用自動車運転者（タクシー運転者を除く）
	613 貨物自動車運転者			705 営業用大型貨物自動車運転者 706 営業用貨物自動車運転者（大型車を除く） 707 自家用貨物自動車運転者
	619 その他の自動車運転従事者			708 その他の自動車運転従事者
62 船舶・航空機運転従事者	62 船舶・航空機運転従事者	27,110	22,580	
62a 船長・航海士・運航士（漁労船を除く），水先人	621 船長（漁労船を除く） 622 航海士・運航士（漁労船を除く），水先人	14,730	10,640	
623 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）	623 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）	6,590	6,310	
624 航空機操縦士	624 航空機操縦士	5,790	5,620	709 航空機操縦士
63 その他の輸送従事者	63 その他の輸送従事者	128,570	125,220	
631 車掌	631 車掌	25,040	24,890	710 車掌
63a 甲板員，船舶技士・機関員	633 甲板員，船舶技士 634 船舶機関員	13,780	12,920	711 他に分類されない輸送従事者
63c 他に分類されない輸送従事者	632 鉄道輸送関連業務従事者 639 他に分類されない輸送従事者	89,760	87,410	
64 定置・建設機械運転従事者	64 定置・建設機械運転従事者	351,020	328,210	
641 発電員，変電員	641 発電員，変電員	34,860	34,780	712 発電員，変電員
642 ボイラー・オペレーター	642 ボイラー・オペレーター	10,150	9,760	
643 クレーン・ウインチ運転従事者	643 クレーン・ウインチ運転従事者	49,770	44,840	713 クレーン・ウインチ運転従事者
645 建設・さく井機械運転従事者	645 建設・さく井機械運転従事者	92,830	80,660	714 建設・さく井機械運転従事者
64a その他の定置・建設機械運転従事者	644 ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転従事者 646 採油・天然ガス採取機械運転従事者 649 その他の定置・建設機械運転従事者	163,410	158,160	715 その他の定置・建設機械運転従事者

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇用者数（C～T、ただしSを除く）	
		58,890,810	44,525,050	
J 建設・採掘従事者	**J 建設・採掘従事者**	2,562,090	1,665,080	**J 建設・採掘従事者**
65 建設・土木作業従事者	65 建設躯体工事従事者 66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く） 68 土木作業従事者	2,051,220	1,304,350	
651 型枠大工	651 型枠大工	46,010	32,900	801 建設躯体工事従事者
652 とび職	652 とび職	107,840	82,000	
653 鉄筋作業従事者	653 鉄筋作業従事者	32,520	23,770	
661 大工	661 大工	353,980	136,420	802 大工
662 ブロック積・タイル張従事者	662 ブロック積・タイル張従事者	27,810	12,420	804 その他の建設従事者
663 屋根ふき従事者	663 屋根ふき従事者	20,560	9,530	
664 左官	664 左官	73,630	33,860	
665 畳職	665 畳職	14,610	3,270	
666 配管従事者	666 配管従事者	236,170	153,890	803 配管従事者
681 土木従事者	681 土木従事者	514,770	433,380	806 土木従事者，鉄道線路工事従事者
682 鉄道線路工事従事者	682 鉄道線路工事従事者	24,560	24,290	
68a その他の建設・土木作業従事者	669 その他の建設従事者 683 ダム・トンネル掘削従事者	598,750	358,640	
67 電気工事従事者	67 電気工事従事者	507,330	357,500	
67a 電線架線・敷設従事者	671 送電線架線・敷設従事者 672 配電線架線・敷設従事者 673 通信線架線・敷設従事者	46,640	42,710	805 電気工事従事者
674 電気通信設備工事従事者	674 電気通信設備工事従事者	86,000	70,710	
679 その他の電気工事従事者	679 その他の電気工事従事者	374,680	244,080	
69 採掘従事者	69 採掘従事者	3,540	3,230	
693 砂利・砂・粘土採取従事者	693 砂利・砂・粘土採取従事者	840	700	807 ダム・トンネル掘削従事者，採掘従事者
69a その他の採掘従事者	691 採鉱員 692 石切出従事者 699 その他の採掘従事者	2,700	2,520	

国勢調査の職業分類	日本標準職業分類	国勢調査		賃金構造基本統計調査の新職種区分案
		就業者数	役員を除く雇用者数（C～T、ただしSを除く）	
		58,890,810	44,525,050	
K 運搬・清掃・包装等従事者	**K 運搬・清掃・包装等従事者**	3,906,990	3,482,390	**K 運搬・清掃・包装等従事者**
70 運搬従事者	70 運搬従事者	1,575,120	1,433,610	
701 郵便・電報外務員	701 郵便・電報外務員	120,900	119,110	
702 船内・沿岸荷役従事者	702 船内・沿岸荷役従事者	17,170	16,710	901 船内・沿岸荷役従事者
703 陸上荷役・運搬従事者	703 陸上荷役・運搬従事者	226,480	218,370	902 その他の運搬従事者
704 倉庫作業従事者	704 倉庫作業従事者	245,280	241,930	
705 配達員	705 配達員	717,010	597,560	
706 荷造従事者	706 荷造従事者	248,280	239,910	
71 清掃従事者	71 清掃従事者	1,066,950	959,480	
711 ビル・建物清掃員	711 ビル・建物清掃員	818,170	755,850	903 ビル・建物清掃員
71a 廃棄物処理従事者	714 ごみ・し尿処理従事者 715 産業廃棄物処理従事者	114,990	106,150	904 清掃員（ビル・建物を除く），廃棄物処理従事者
712 ハウスクリーニング職	712 ハウスクリーニング職	22,370	11,450	
71c その他の清掃従事者	713 道路・公園清掃員 719 その他の清掃従事者	111,420	86,030	
72 包装従事者	72 包装従事者	258,720	198,050	
721 包装従事者	721 包装従事者	258,720	198,050	905 包装従事者
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者	73 その他の運搬・清掃・包装等従事者	1,006,200	891,270	
739 その他の運搬・清掃・包装等従事者	739 その他の運搬・清掃・包装等従事者	1,006,200	891,270	906 他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者
L 分類不能の職業	**L 分類不能の職業**	2,993,940	728,960	**L 分類不能の職業**
99 分類不能の職業	99 分類不能の職業	2,993,940	728,960	
999 分類不能の職業	999 分類不能の職業	2,993,940	728,960	調査対象職種としないが、集計区分は設ける